

## 第6回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

日 時：令和3年11月8日  
13：30～15：30  
主 催：林野庁

### 次第

1. 現地検討のとりまとめ
2. 当面の議題について（第3回からの継続審議）
3. 今後の予定について

### 出席者一覧

#### <委員>

うえきたつひと  
植木 達人

信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

※委員長

あべかずとき  
阿部 和時

日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

のむら ゆう  
野村 裕

のぞみ総合法律事務所 弁護士

しながわひさこ  
品川 尚子

那須法律事務所 弁護士

かわい さとし  
河合 智

岐阜県郡上市 農林水産部次長兼林務課長

かたやまけんじ  
片山 健二

石川県 かが森林組合 代表理事組合長

#### <臨時出席>

こじまのりふみ  
小島 徳文

岐阜県林政部 林政課 技術課長補佐

なみさわあきお  
瀧澤 嘉男

岐阜県郡上市 林務課 主幹

かごはらなぐや  
籠原 卓也

岐阜県郡上市 林務課 課長補佐

おが としひろ  
和田 透

岐阜県郡上市 林務課 課長補佐兼林務係長

#### <林野庁>

みのわとみお  
箕輪 富男

森林利用課 課長

かわむらなつや  
川村 竜哉

森林利用課 森林集積推進室 室長

なかままさひろ  
中山 昌弘

森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

あんしんりょうすけ  
安藤 竜介

森林利用課 森林集積企画班 企画係員

#### <事務局>

（公財）日本生態系協会 松浦、亀田



## ケーススタディ④

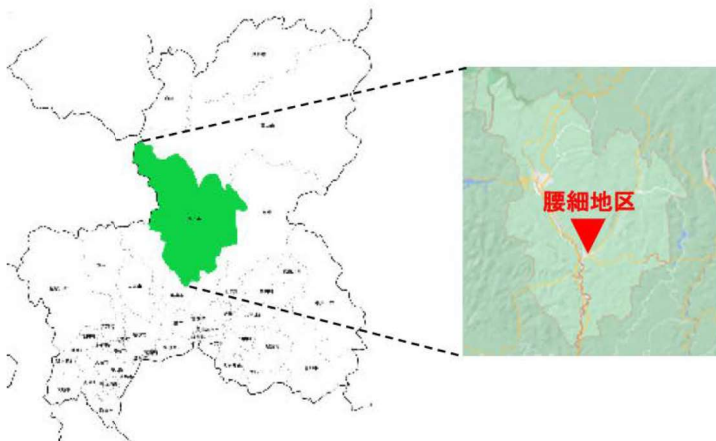
## 岐阜県郡上市における検討状況

令和3年11月

## 郡上市の概要

- 郡上市には、約9万2千haの森林があり、その8割（約7万5千ha）が私有林。このうち人工林は約4万haを占めており、整備・保全が重要な課題となっている。
- 市では管内の森林を、木材生産を目的とした「木材生産林」と公益的機能を重視した「環境保全林」にゾーニング。「環境保全林」のうち山地災害リスクが高い地区を優先し、市自ら間伐を実施していくことで森林経営管理制度の運用を進めている。

## ■ 郡上市及び腰細地区の位置

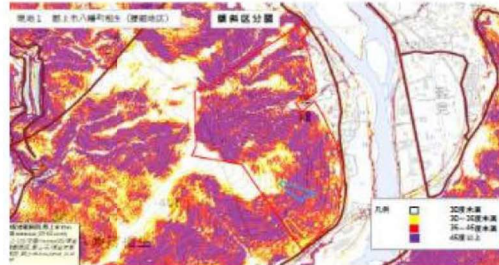


## ■ 腰細地区をモデルとした理由

- 森林経営計画が作成されておらず、過去10年間、間伐の施業履歴がない
- 傾斜35度以上の森林が多く存在
- 下方には集落や県道、鉄道、下水処理場があり、倒木や土砂流出により集落等に被害を与える可能性を考え、森林所有者が伐採を強く望んでいる

# 腰細地区における取組状況

- 令和2年度に意向調査を実施（23ha | 37筆 | 31名分）。宛先不明はなく、調査箇所全てで集積計画を策定すべく、現在（令和3年10月時点）は境界確定の作業中。
- 調査箇所内に含まれる共有林2筆については、探索を行っているところであり、住民票や戸籍謄本を確認するほか、今後、他の市町村にも公用請求する予定。
- 特に共有林については、下方にインフラ施設等があり、森林整備による環境改善を早急に実施したい考え。



共有林②の下方に県道や鉄道がある。急傾斜地であり、倒木や土砂流出の恐れを踏まえて林縁の広葉樹の伐採をしたい。

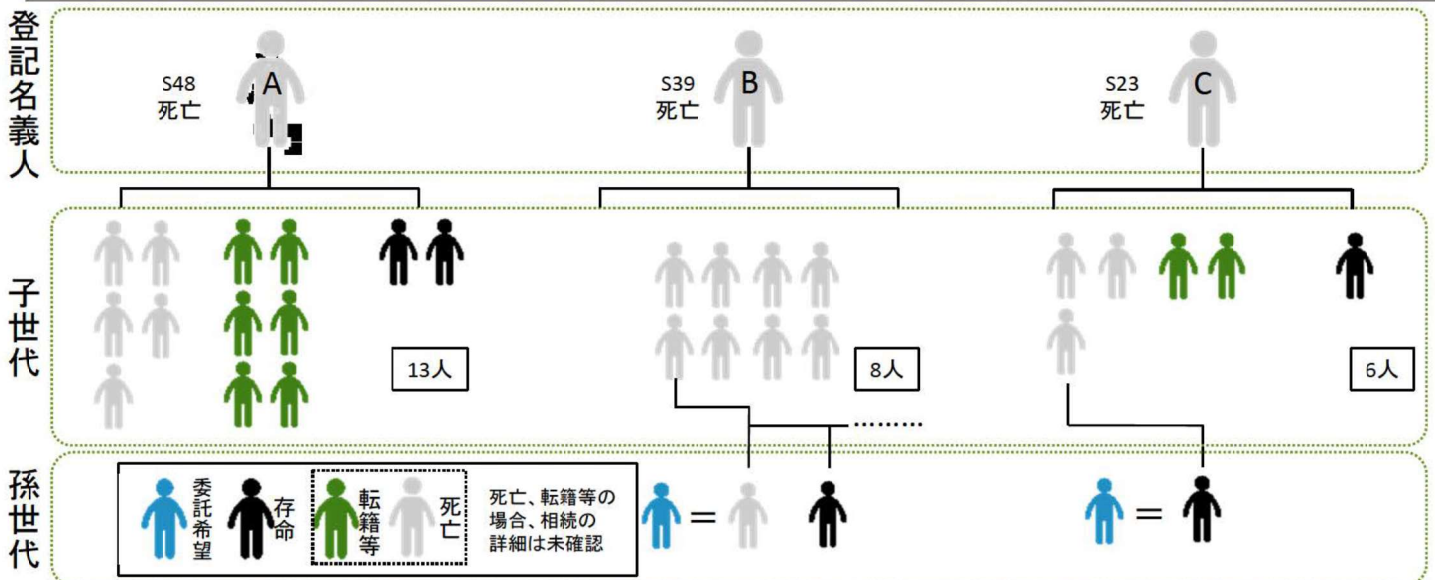


※所有者探索をしている段階の為、共有者が分からない可能性のある共有林を検討課題とした

2

## 共有者不明森林への対応状況（共有林①）

- 登記名義人は大正期に売買で取得したA, B, C。相続登記がされず数次相続が発生。
- Aの13名の子のうち11名は死亡又は転籍・分家。2名は存命。
- Bの8名の子は全て死亡。孫1名（死亡）の配偶者が委託を希望。
- Cの6名の子のうち5名は死亡又は不明、転籍、1名は存命。孫1名の配偶者が委託を希望。
- いずれも転籍、死亡、分家している登記名義人の子、孫の世代の所有者探索は未実施。

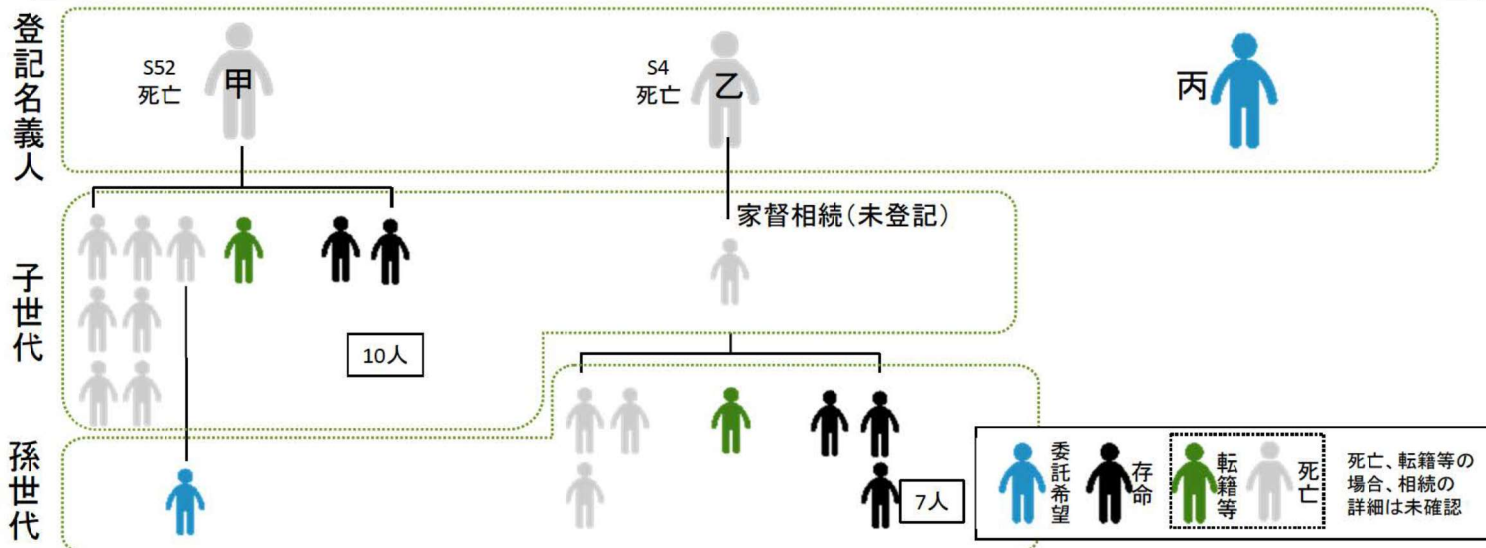


※所有者探索している段階の為、共有者が不明であることを仮定として「共有者不明林」とした

3

## 共有者不明森林への対応状況（共有林②）

- 登記名義人は大正期に家督相続で取得した甲、明治期に売買で取得した乙、平成期に相続登記をした丙の3名。
- 甲の10名の子のうち、7名は死亡、1名は転籍、2名は存命。甲の孫1名が委託を希望。
- 乙は家督相続（未登記）しており、その子（乙の孫）7名のうち4名は死亡又は不明、3名は存命。
- 丙は存命で市へ委託を希望。
- いずれも転籍、死亡、分家している登記名義人の子、孫の世代の所有者探索は未実施。



※所有者探索している段階の為、共有者が不明であることを仮定として「共有者不明林」とした

4

## 市が行いたい経営管理の内容

- 傾斜が35度以上の森林が多く存在し、0次谷も多く見られ、山地災害のリスクが高く、周囲の森林と一体的に整備を進めていきたい。
- 共有林の所有者としても、被害を及ぼさないよう伐採を強く望んでいることから、市森林整備計画に基づき市自ら切捨て間伐や除伐を進めていきたい。

### ■ 周囲で定める予定の経営管理権集積計画の概要

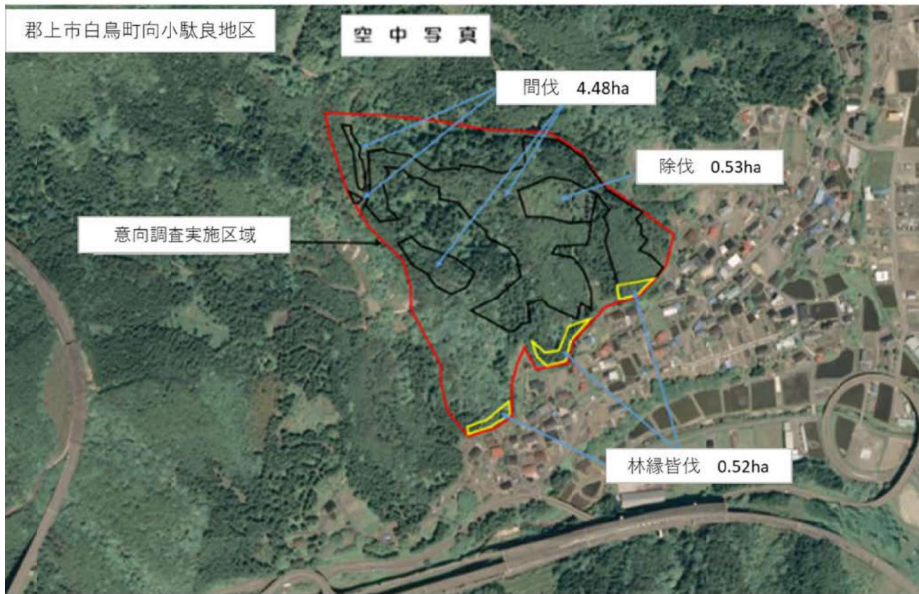
事項	内容
存続期間	10年間
実施する経営管理の内容	次の施業を1回以上、年1回の巡視 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹林：除伐 ※「民家等に隣接し倒木による被害を及ぼすおそれのある立木の伐採」も実施
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

### ■ 共有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

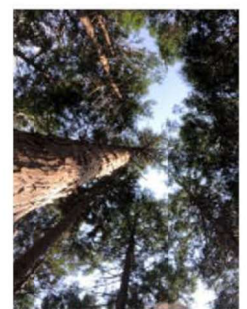
内容
10年間
左記と同様の施業を1回以上、年1回の巡視
市町村が全額負担
収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

## 向小駄良地区（市森林経営管理事業実施箇所）における取組状況①

- 令和元年に当該地区の意向調査を実施
- 特に民家に近く、過去の土砂災害により防災意識が高い地区
- 令和元年度、令和2年度に集積計画を策定済み（32筆、14.49ha）
- 市自ら間伐、除伐、林縁部の皆伐、侵入竹の除去を実施



間伐前の林内



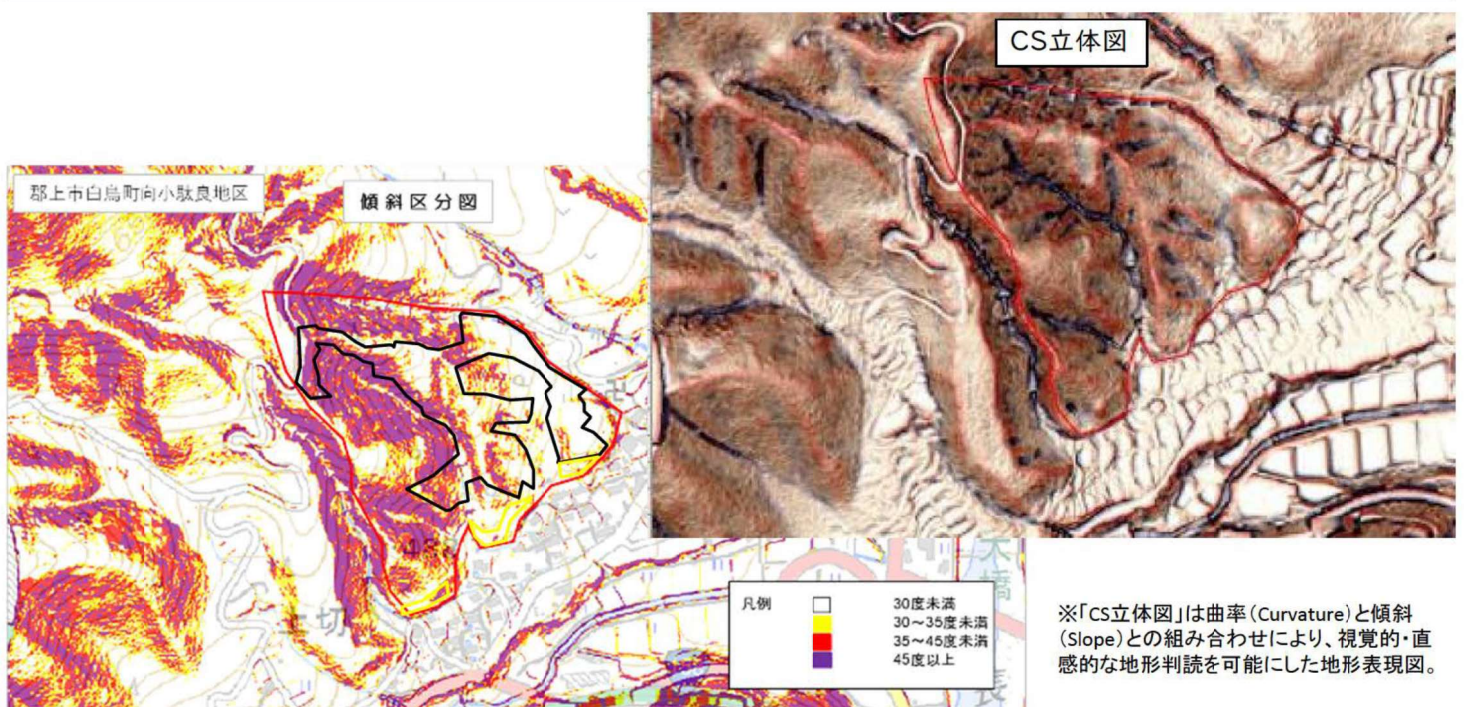
民家に隣接した高木

間伐後の林内

6

## 向小駄良地区（市森林経営管理事業実施箇所）における取組状況②

- CS立体図※から谷地形や浸食の状況、傾斜区分図から急峻な地形が確認できる
- 集積計画策定後、境界明確化を実施し、現地調査結果に基づいて管理方法を検討



7

## 検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 本件では登記名義人が合計6名、その相続人は40人以上に及んでいる。この場合、探索の合理化について何か手法は考えられないか。
2. 今回の対象林分は、倒木等により、県道や鉄道に被害を与える可能性がある状況。仮に相続人の探索の結果、不明者が出た場合、共有者不明の特例を使うという考え方はあって良いか。
3. 特例を使うことが難しい場合、どのような対応が考えられるか。
4. 現地の状況に照らして、共有地1と共有地2はどちらについて優先的に対応すべきか。
5. 仮に特例を使って伐採する場合、相続登記を完了した所有者が望むとおり、県道や鉄道といった保全対象に隣接した林縁部の広葉樹を全て伐採することは可能か。また、それが難しい場合には、保全対象に影響を与えるおそれがある形質不良木（危険木）に限定し伐採するならばどうか。さらに、こうした伐採を実施することで、逆に土砂の崩壊等の災害を招来するおそれはないか。また、それ以外の方法で伐採する場合、どのような伐採方法が考えられるか。
6. 今回の現地検討対象となっている箇所はヒノキ林並びにヒノキ及び広葉樹の混交林であるが、今後経営管理を行うに当たってどのような施業を行うことが望ましいか。





## ケーススタディ④

# 岐阜県郡上市における検討状況

(図表集)

令和3年11月

## 現地1 郡上市八幡町相生（腰細地区） 位置図



# 現地1 郡上市八幡町相生（腰細地区） 地形図



地理院タイルに共有林の位置等を追記して掲載

2

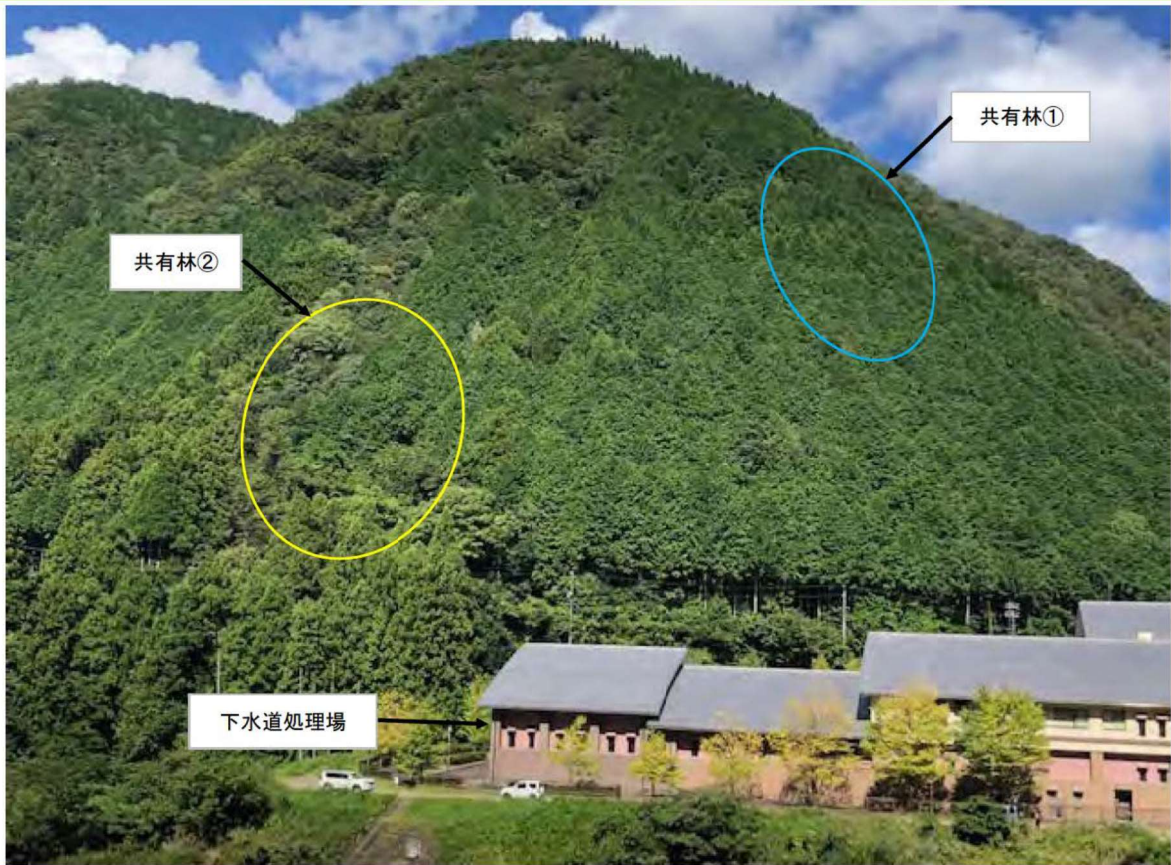
# 現地1 郡上市八幡町相生（腰細地区） 空中写真



地理院タイルに共有林の位置等を追記して掲載

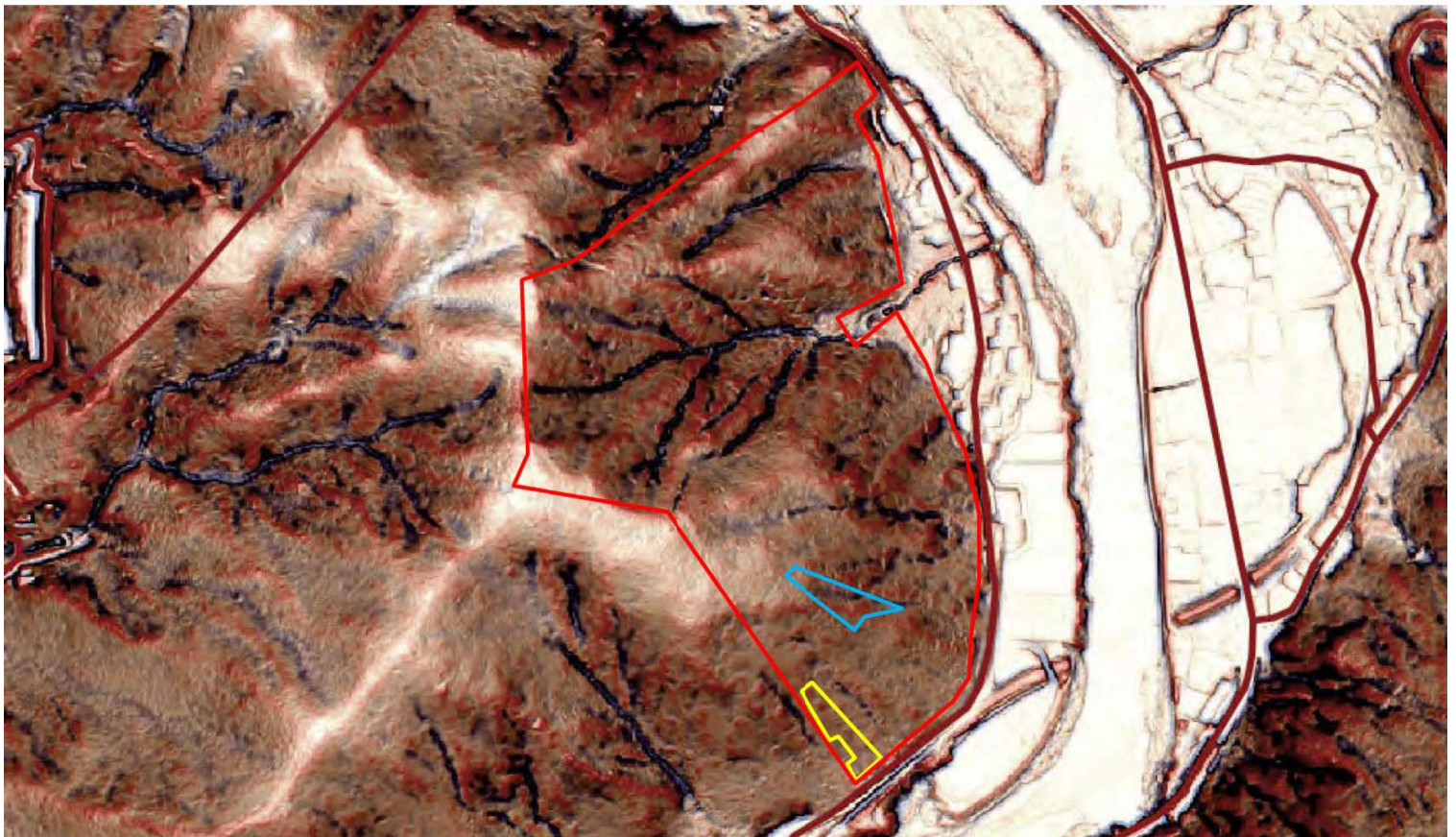
3

# 現地1 郡上市八幡町相生（腰細地区） 遠景



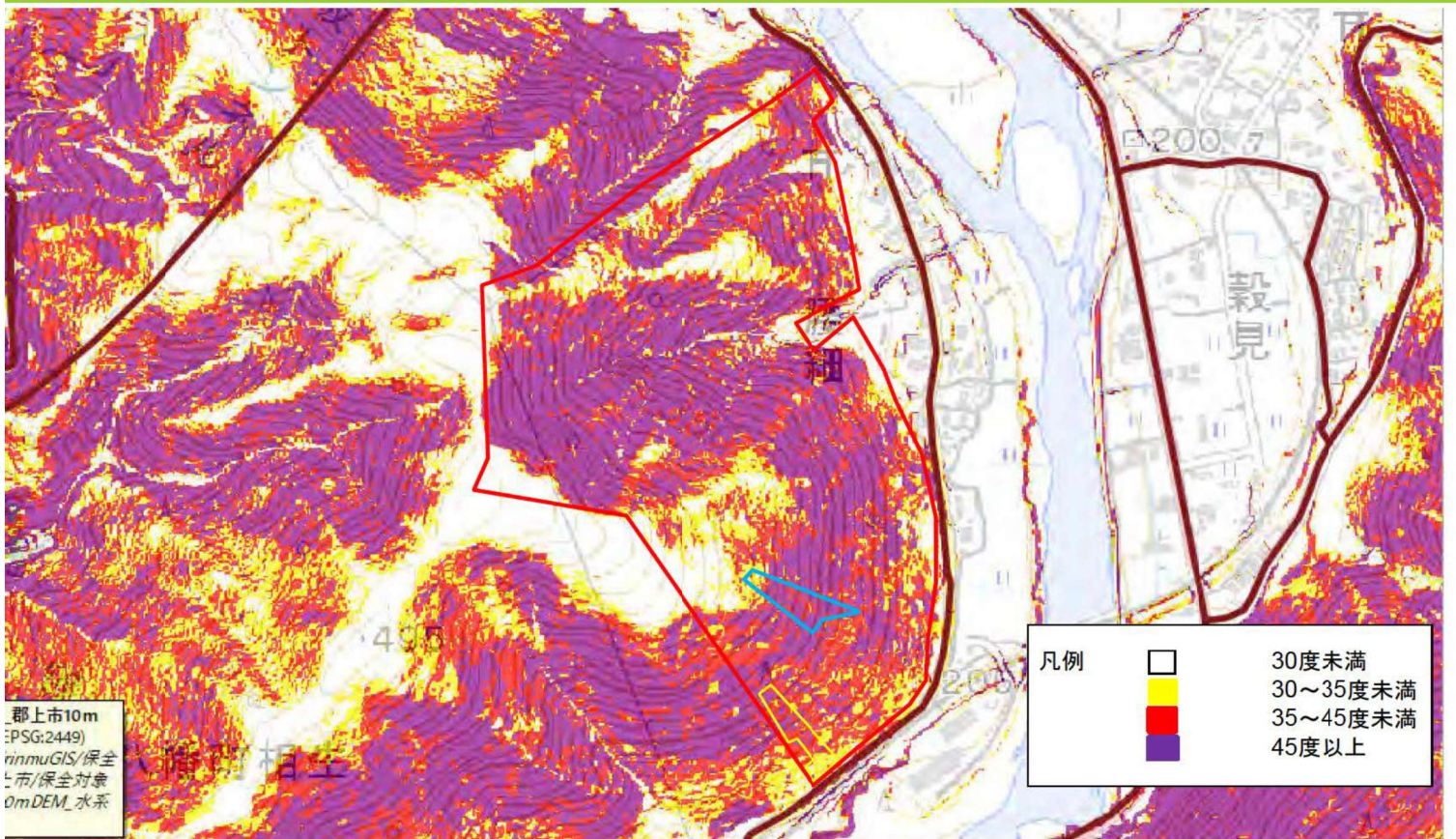
4

# 現地1 郡上市八幡町相生（腰細地区） CS立体図



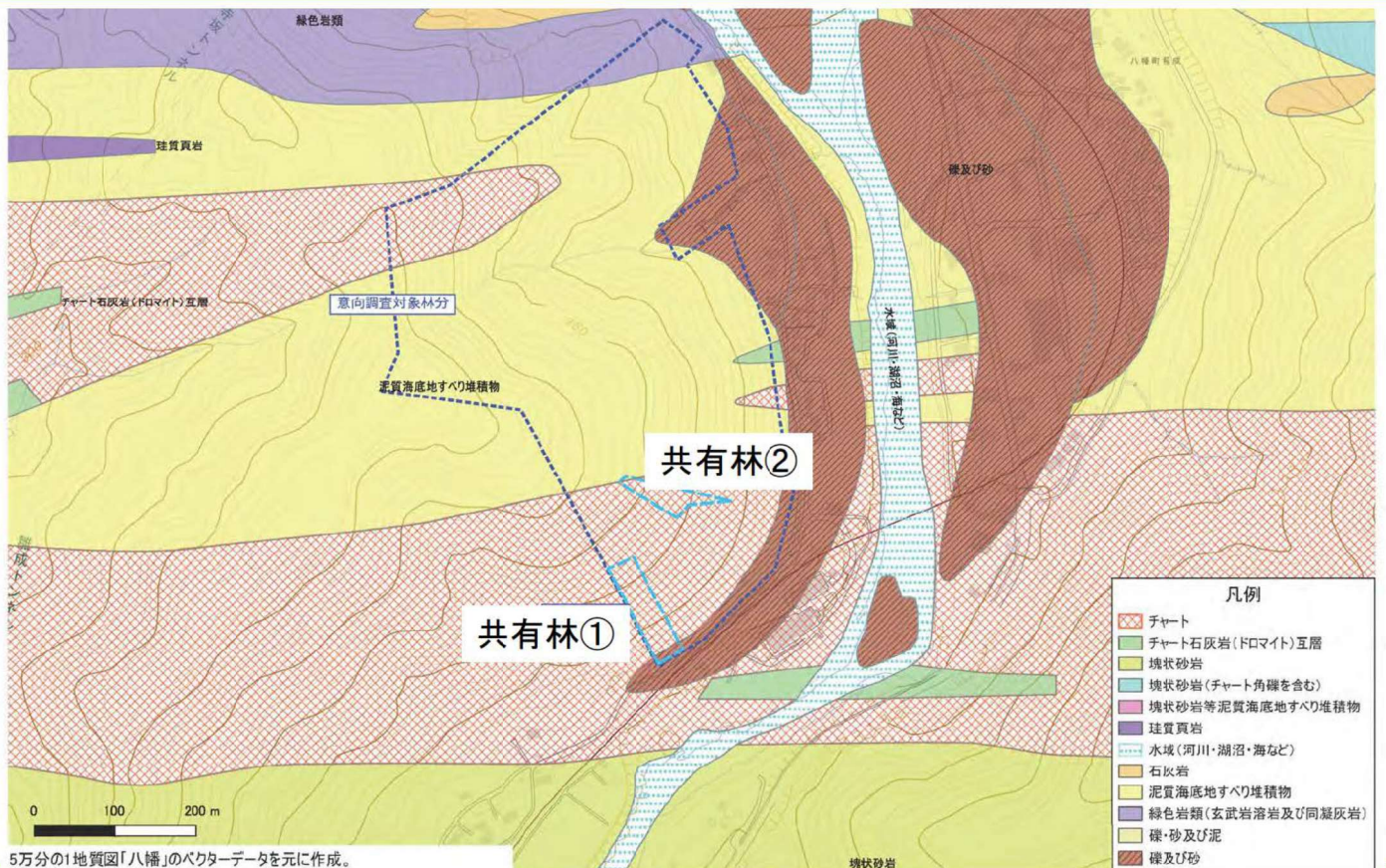
5

# 現地1 郡上市八幡町相生（腰細地区） 傾斜区分図



6

# 現地1 郡上市八幡町相生（腰細地区） 地質図

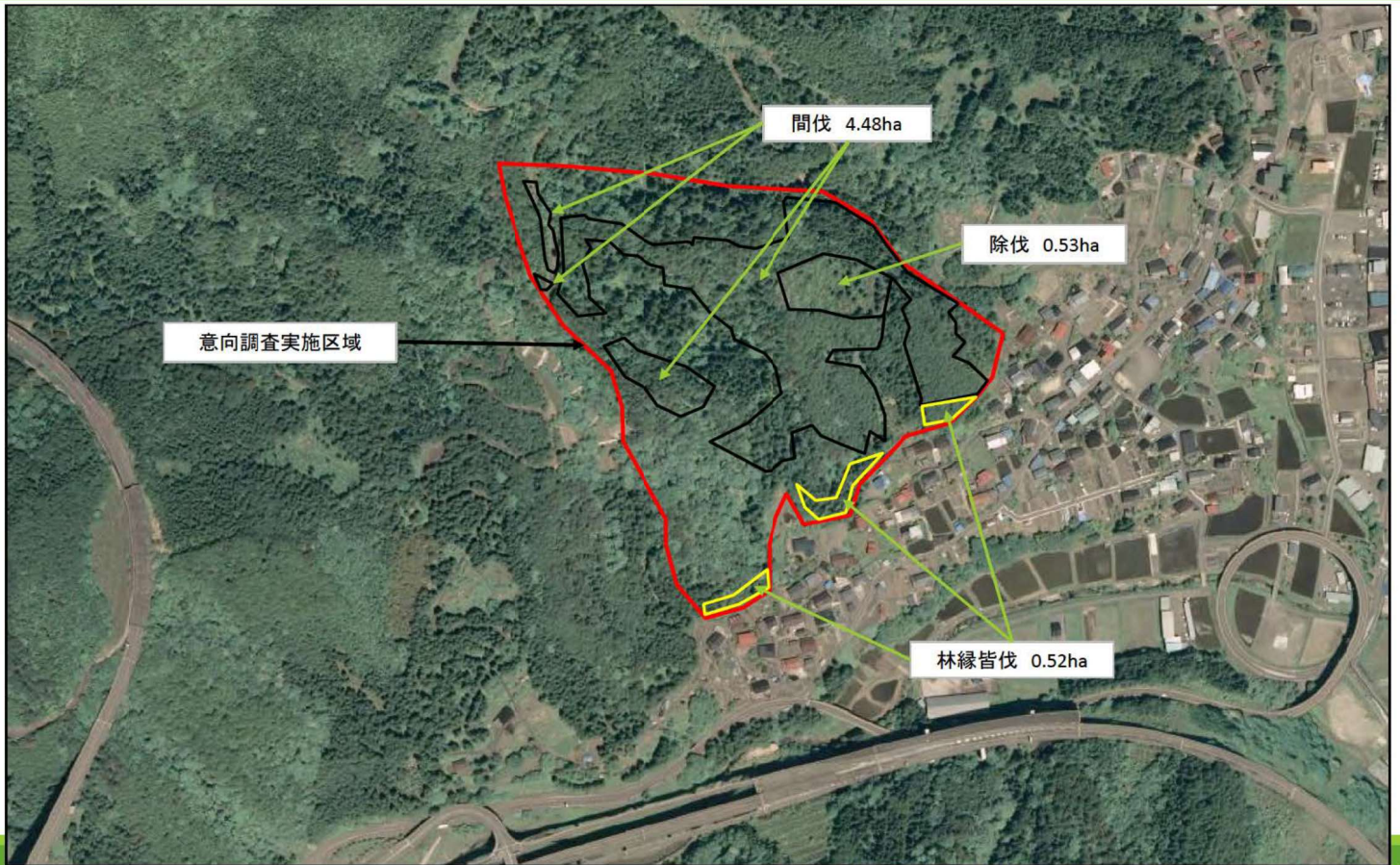


5万分の1地質図「八幡」のベクターデータを元に作成。

7



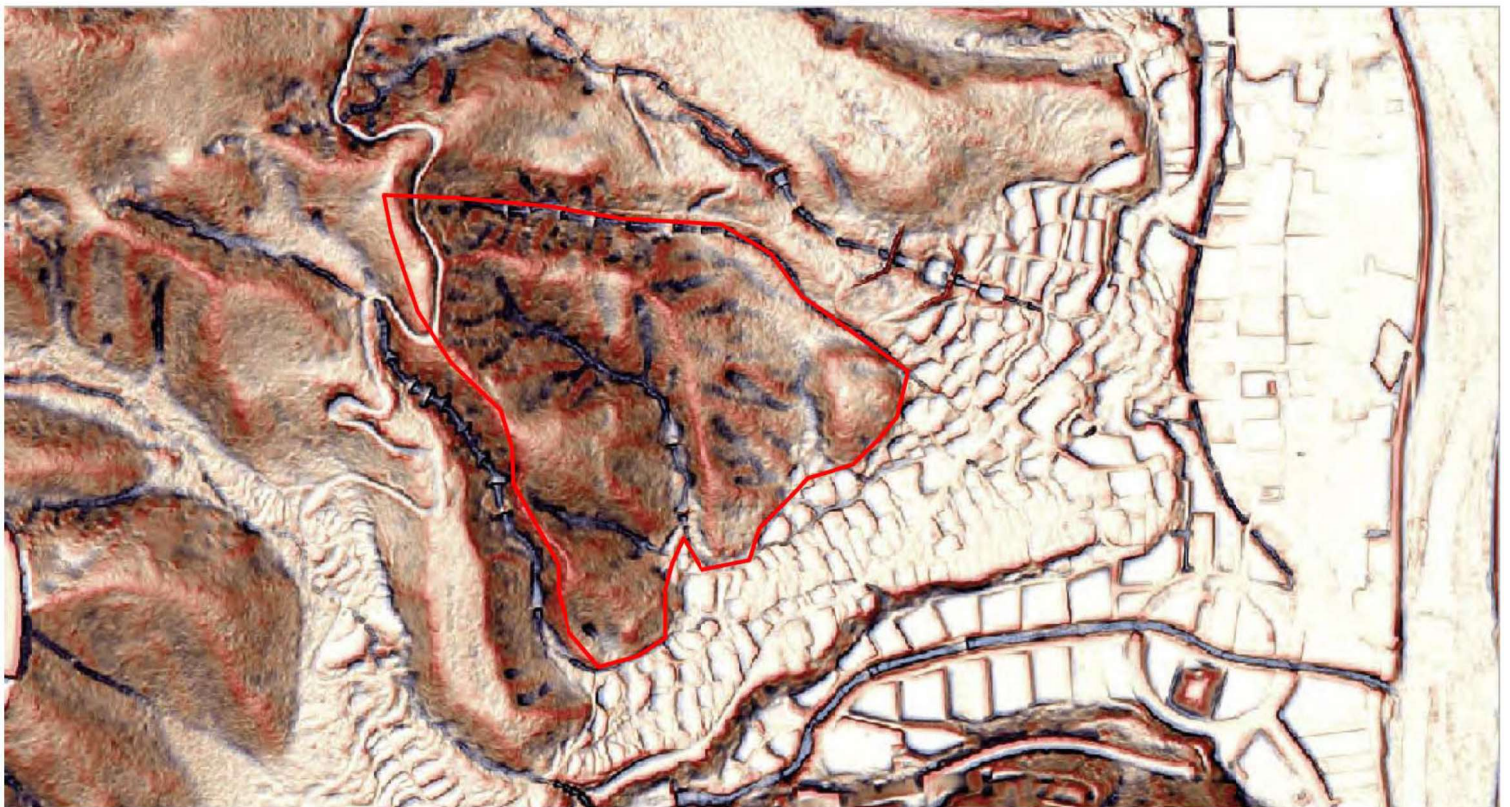
## 現地2 郡上市白鳥町向小駄良地区 空中写真



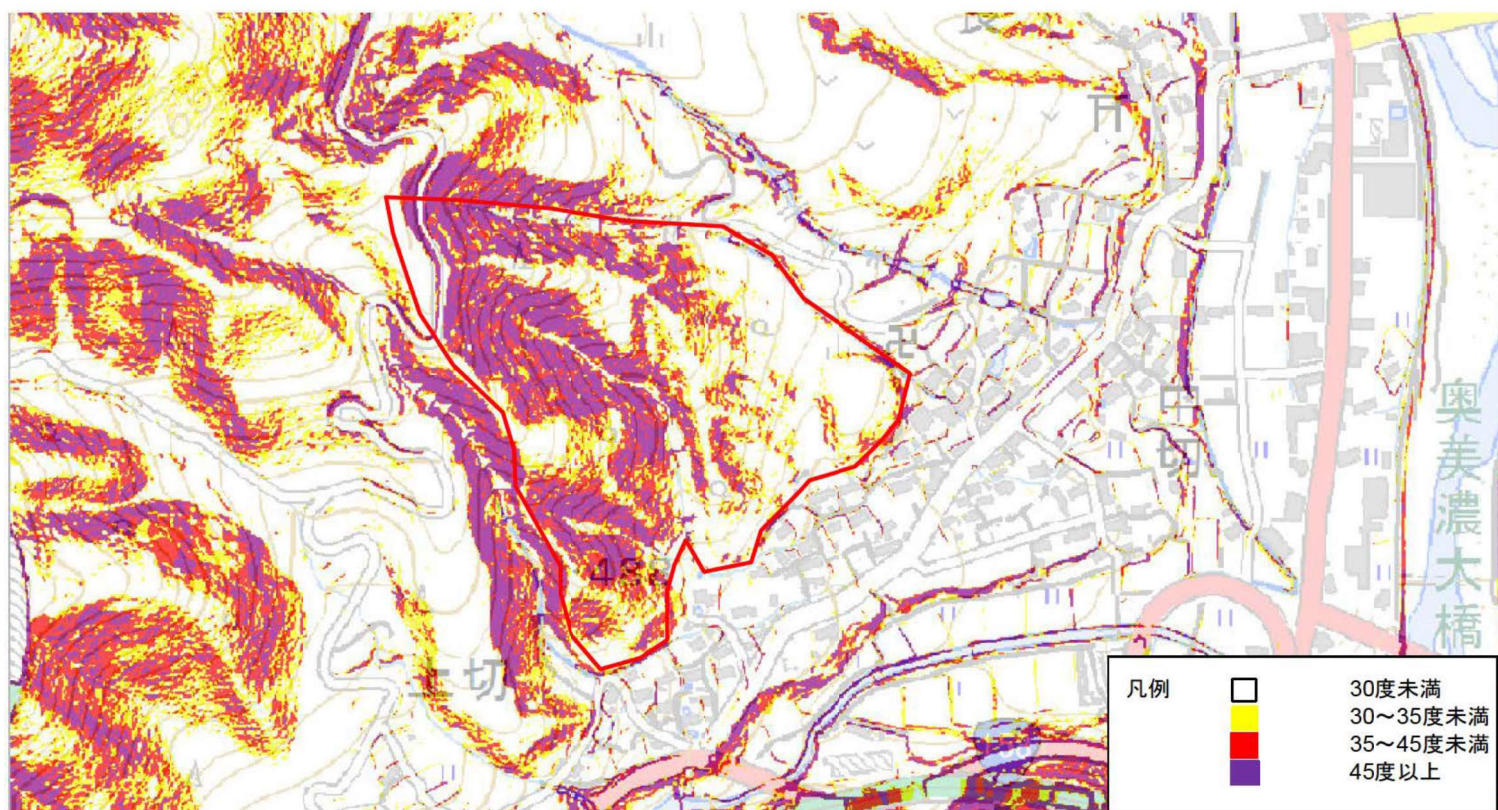
地理院タイルに検討箇所の位置及び施業を追記して掲載

10

## 現地2 郡上市白鳥町向小駄良地区 CS立体図



## 現地2 郡上市白鳥町向小駄良地区 傾斜区分図







# 当面の議題 第6回ver.

令和3年11月  
林野庁

※令和3年8月18日付の第5回委員会から修正した箇所には下線を引いております。

## 第2回検討委員会のポイント ～議論の進め方～

森林経営管理法の特例措置を活用していくにあたり、

- ① 所有者不明であることを特別扱いするというものではなく  
(所有者が確知されている森林から特段の差異を設けるものではなく)、
- ② **経営管理権集積計画を定めることが必要か**という観点に立ち、
- ③ 各々の森林の状態に応じた**最適な経営管理**を行う  
という方向で議論する

そのため、

- ① 切捨て間伐が想定されるような森林管理を前提として議論をしていく  
ものではなく、
- ② 搬出間伐による木材生産も含め、林業経営も議論の射程とし、  
市町村に**バランスのよい判断の視点**を提供する

市町村に活用してもらえるガイドラインとなるよう各論を深めていくとともに、

- ① 議論が煮詰まらないところを**Q&A集**としてとりまとめることや、
- ② **具体的な事例**を紹介  
するということも考える

「対象とすべき森林」の判断材料（各論①～③）

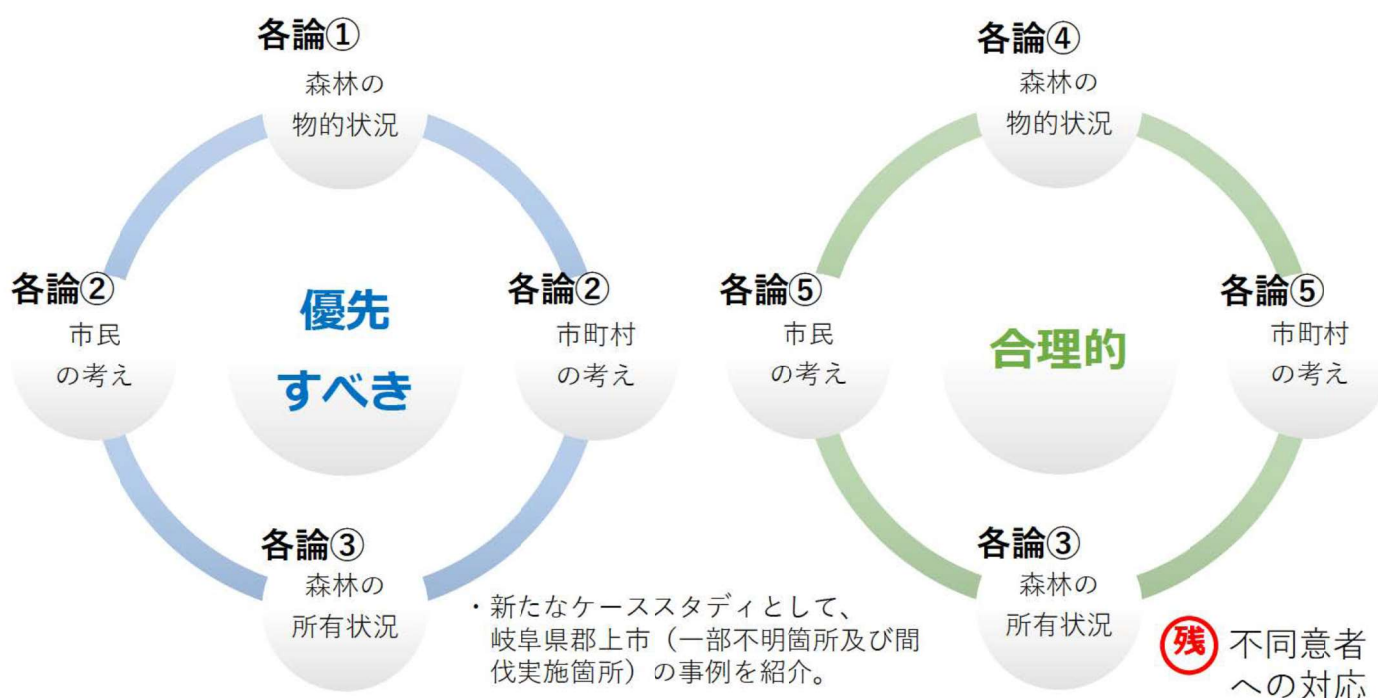
- 通常も特例措置の場合も変わらず「健全な森林に育成する」という方向性の下で議論する
  1. 対象となり得る森林が広範に及ぶ一方で、「何を優先すべきか」を整理した上で、
  2. 「優先して経営管理すべき森林」として具体的な指標を置きたい
  3. その際、市町村が判断しやすく、また、対外的にも説明しやすい指標とは何かを考える
- 1.~3.をもとに、市町村が「ここなら使える」と判断できる材料としたい

「経営管理の方向性」の判断材料（各論③～⑤）

- 各々の森林に応じた「経営管理を柔軟に選択していく」という方向性の下で議論する
  1. 市町村の裁量で選択していく上で、「合理的な（合理的ではない）判断とは何か」を整理した上で、
  2. 合理的な判断であると裏付ける具体的な指標を置きたい
  3. さらに、合理的でないと思われる場合の具体事例を整理したい
- 1.~3.をもとに、市町村が「安心して使える」と判断できる材料としたい



第6回検討委員会でご議論いただきたい事項



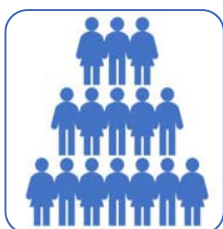
➡ 今回は、これまでの議論を整理するとともに、引き続き、特例制度活用を検討事例等（ケーススタディ）を紹介。





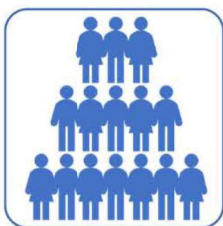
### 対象とすべき森林の把握の仕方（各論①関連）

- まずは手元にある既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真撮影）などから、経営管理を行う必要性を把握すればいいのではないか
- ただし、少なくとも森林整備を実施するまでには、現地調査をし、対外的に説明できる資料を用意しておくべきではないか
- 特例措置を講じるにあたり、特別な数値指標を整備する必要はなく、通常の経営管理を行う場合と同様の判断でよいのではないか



### 不明とされる所有者の持分への留意（各論③関連）

- 持分の過半数に相当する所有者が判明しており、その者が同意しているという状況下であれば、柔軟に活用していくこととしてよいのではないか
- ただし、経営管理の方法や目的について、どのようなことに留意していくべきかは、持分の過半が判明している・してないという形式的なものではなく、個別の具体事例に沿いながら議論していくべきものではないか（持分の過半数が判明していない場合でも、活用していけるよう事例を整理していくとよいのではないか）



### 所有者探索・同意取得の注意点（各論③関連）

- 登記名義人やその相続人全員の同意を得ることが原則であり、実質的な所有者や代表者の同意をもって関係権利者全員の同意を得たとするは妥当ではない（市町村が“実質”の範囲や“代表者”を決め、本来の同意プロセスから外れる相続人を作り出してしまうことは説明が難しい）。
- ただし、このような考え方が許容される事案を示すことも意義があるので、ケーススタディを重ねて、許容される条件や説明方法については、ガイドラインとして示すことを検討してはどうか **☞議論を継続**
- 登記名義人の所有者情報が不足する（例えば、地番情報が無い）ときや、戸籍簿や住民票等の除票が廃棄されたときなど、公的資料からの探索が困難なときは、特例措置の活用を積極的に視野に入れて検討する



### 合理的と言える経営管理の内容（各論④関連）

- 森林を健全に育成・維持するために経営管理を行うということで、その森林に合った施策を選択するのであれば、利益を伴う間伐や伐採量が大きい間伐であっても、合理的と評価できる
- 条件不利地では、主伐をし、林種転換を図るということも検討すべきであるが、これを管理行為として実施することはできないか **☞新規の検討事項**
- 間伐は、その内容によっては、法律的にみると、保存、管理、変更行為のいずれにも該当し得る行為であるから、同意取得の範囲と関連づけて、論点を整理してみてもどうか **☞対応を検討**





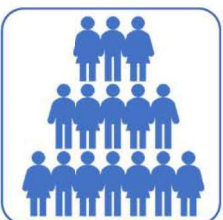
### 対象とすべき森林の優先順位付け（各論②関連）

- 森林整備による抑止効果が高い表層崩壊を防ぐ観点から、幼齢林を早期に壮齢林に誘導していくことや壮齢林における間伐を進めていく必要。また、住家の上部に位置するなど、人命に関わる状況については優先順位を上げて対応することも必要。
- 木材を活用し、林業振興を進めることで、森林を健全に保ち、災害防止の機能も発揮させていくという視点も大事。
- 地域の関係者や所有者の意向を聞きながら市町村の方針を明確化していくべき。その際に、市町村の事務量や財源を考慮することはありうるものの、これをもってのみ、所有者不明森林等に対応しないということは、避けるよう留意する。



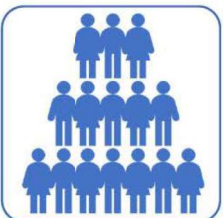
### 経営管理の合理的な判断基準（各論⑤関連）

- 市町村の考え（取り組みやすさ、費用対効果）を判断基準として含めることは可能。
- 上記を判断基準として含める場合、住民・事業者のニーズ、安全性など、ほかの判断材料とどうバランスを取るのか合理的に説明できるようにすることが必要。
- 所有者不明であることを理由に対応せず、地域住民が土砂災害などを被ることは避けるべきであり、可能な限り災害を回避するため、費用面等を考慮しつつ個々の状況を総合的に勘案し、一番効率的にできる方法を採用することが重要。



### 所有者探索の注意点、特例措置活用の必要性（各論③関連）

- 登記名義人の所在を把握する方法がなく、林務部局や税務部局が保有する情報でも所在の把握ができなければ、特例措置の活用を検討。裁定等の手続きにおいては、更に過重な資料を求めるといったことがないように留意。
- 所有者不明森林そのものが小面積で、手入れを行わなくてもさし当りの支障がない場合も、周辺森林との一体的な管理の必要性が説明できれば、積極的に活用を検討。
- 一体的な管理の必要性が乏しい場合も、病虫害の温床となる可能性がある場合など、経営管理の必要性が説明できる場合は、積極的に活用を進めるという考え方も取り得る。



### 財産管理制度の活用（各論③関連）

- 民法940条による相続放棄をした者による管理の継続には、「自己の財産におけるのと同様」といえる範囲内で、例えば保存行為としての経営管理権の設定も含まれ得る。
- 一方で、財産管理制度を活用した方がより安心できる場合は、相続放棄された森林や相続人のない森林について、市町村が利害関係人として相続財産管理制度の活用も検討。裁判所への管理人選任の申立においては、公益性を十分に説明することがポイント。



### 境界確定の必要性（各論③関連）

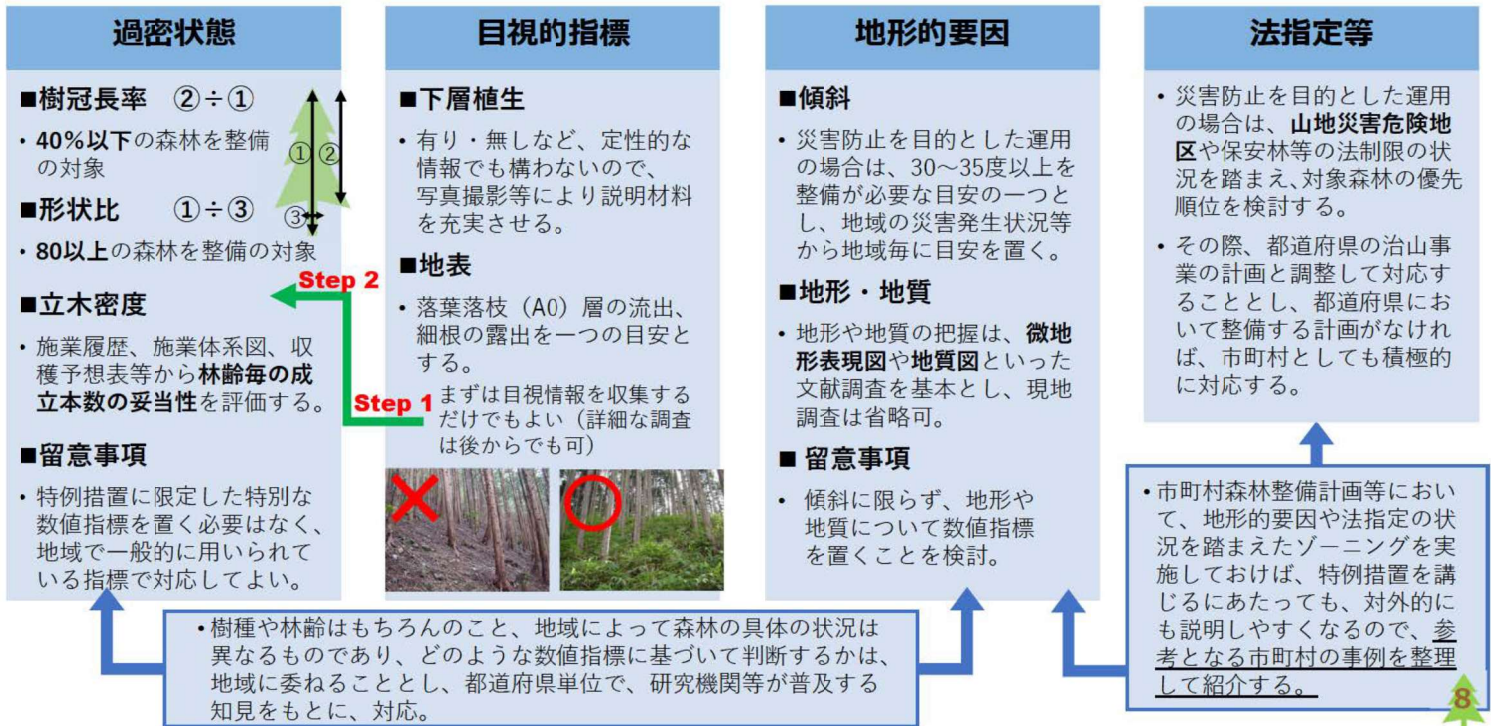
- どういったレベルで境界を確定させるかについては、現地の状況を踏まえ、ケースバイケースで対応していく必要があり、過重な対応とならないように留意。境界が確定しない場所であっても、そこに立木がなければ、境界確定を行わない考え方もあり得る。



## 各論① 「対象とすべき森林」 ～森林の物的状況から～



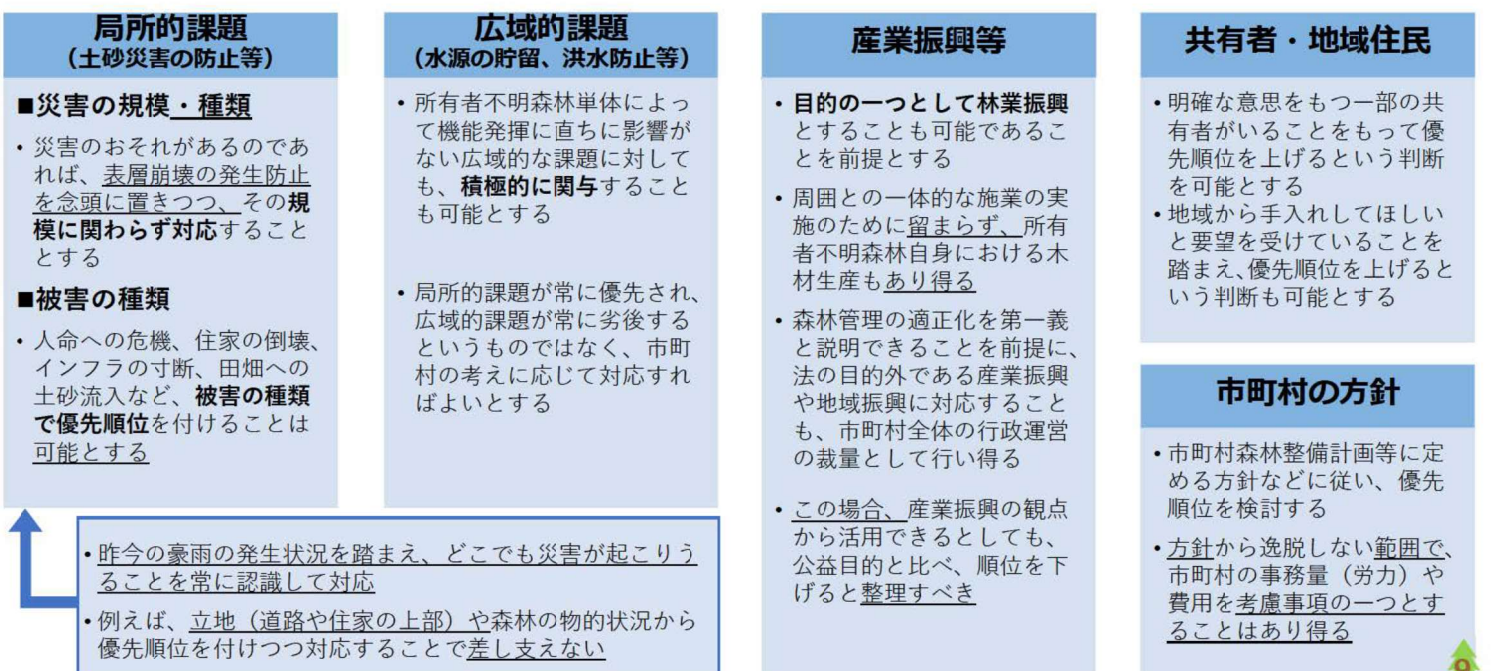
- まずは、施業履歴の確認や簡易な現地調査（写真撮影等）により、経営管理の必要性を判断。
- 森林整備の必要性を対外的に説明できるよう、詳細な現地調査（立木の計測等）も行うものとするが、その時期や程度は市町村が柔軟に選択。
- 各種資料から把握できる情報を用い、調査を簡素化することも可能だが、一定のデータは必要。



## 各論② 「対象とすべき森林」 ～市町村、市民の考えから～



- 土砂災害や水害から住民、生活基盤を保全することが第一の検討事項となり得るが、市町村の方針や地域のニーズに応じて林業振興の観点で活用することも柔軟に判断し得る
- 水源の貯留や快適環境の形成など、所有者不明森林に限らず、周囲一帯の森林として機能が発揮される広域的課題についても、積極的に対応することとする
- そのような中、以下に掲げる考慮事項などから、優先順位を付けることも検討



## 各論③ 「対象とすべき森林」・「経営管理の方向性」 ～森林の所有状況から～



- 持分の過半の所有者が分かり、同意しているときは柔軟に活用できる
- 持分の過半の所有者が分からないときや、所有者全員が分からないときについても、目的をより丁寧に説明することで、柔軟に活用できる
- 本項は抽象的な整理にならざるを得ないため、ケーススタディを重ねつつ、事例集やQ&A方式で論点となることを整理することとしてはどうか

### 過半が判明し、同意

- 特例を適用する森林、取り得る経営管理の内容を柔軟に選択できるとする

### 全員不明

- 所有者自らの経営管理が確実に期待できないことから、積極的に対象とするという考え方も可能とする

### 過半は不明だが、残りは同意

- 災害が発生するなど、人命・身体・財産への影響が起り得るものは柔軟に対応できるとする

- 人命・身体・財産への影響と比較し、周囲への権利侵害の程度が低いと考えられる山村振興・観光目的は慎重な運用とするなど、判断に悩ましいものは実践的議論を追って実施することとしたい

### 反対者あり、又は意思表示なし

- 災害が起こる緊急性がある場合等を除き、明確に反対する者がいる場合については、対応の優先順位を下げ、又は対応しないこともあり得る

残

- 意思表示しない共有者がいる場合、協力しない共有者がいる場合については、法16条の特例を使うことを検討してよいのではないかと

- 例えば、市町村が所有者を探索し、相続人多数となった場合や、共有者不明森林の特例を使おうとする場面等においては、前向きに活用を考えてはどうか

### 周囲も不明

- 災害が起こる緊急性がある場合等を除き、隣接する森林の所有者がともに不明である場合は、境界を確認することが困難又は労力を要する等の実務上の課題も踏まえ、優先順位を下げることもあり得る

- 境界が不明確であっても、周囲一帯となって経営管理権を設定し、管理するという方向性もあると思うが、具体事例に基づいて議論することとする

- その場合、境界の確認や金銭の算定をどのように行うべきかも具体事例に沿って検討する

最終的なガイドラインを整理していくにあたり、まずは、これらの事例を収集して、具体事例に基づく議論を継続

10

## 各論④ 「経営管理の方向性」の判断材料 ～森林の物的状況から～



- 森林に合った施業、必要な施業であれば、その施業種（搬出・切捨、定性・列状、伐採の強度）は柔軟に選択する
- 存続期間の設定は、通常の場合と特段の差異を設けず、必要に応じて長期の設定も検討する

### 搬出・切捨間伐

- 林業経営者に再委託し、伐採木から費用を捻出することも可能であることを前提とする
- 森林の性質から、搬出間伐を実施できるのであれば、手法として選択すればよい
- 間伐は森林の健全化が第一の目的であり、経済性の観点を主軸に、搬出間伐を選択するのは合理的ではない
- 間伐の効果を出すために、価値のある木も伐採することは当然にある
- 地形（急峻、谷沿い）や立地（道路や住家の上部）等からも、施業種を検討する
- 搬出間伐が経費の掛増しになるときは、切捨間伐を選択するが、伐倒木の片付処理も必要に応じて実施する

### 定性・列状間伐

- 間伐の効果を踏まえ、定性間伐の実施を第一とする
- 施業体系上、列状間伐を実施することでも、間伐の効果が得られる場合は、列状間伐も選択となる
- ただし、以下のような場合は、列状間伐を実施することは控える

【一例】

- ① 急傾斜地
- ② 地すべり地、崩壊地
- ③ 火山灰土壌
- ④ 超過密な森林
- ⑤ 強度な列状間伐
- ⑥ 2回連続の実施 等

### 間伐の強度

- 森林の性質を踏まえ、強度な伐採が必要であるときは、それを選択できる
- ただし、手入れ不足の森林である場合は、強度の伐採を行うことで、風雪害のリスクが高まることから留意が必要
- 存続期間を長めに設定し、弱度の間伐を繰り返すことも検討

### 存続期間

- 通常の場合（所有者が確知されている場合）から差異を設けるべきではなく、経営管理に必要な期間を確保することを前提とする
- 特例を講じることへの不安視から、存続期間を縮減することや、間伐等の施業の実施回数を減らすことはない
- 不明とされた所有者が後で現れる可能性も少ない中、市町村による継続的な管理にニーズがあることから、必要に応じて長期間の設定をすることも前向きに検討する

- 間伐を行っても森林の有する多面的機能を維持することが難しいと考えられる場合、合理的な理由の整理ができるならば主伐を行って更新することも検討。
- ただし、更新方法及び植栽樹種については、今後の経営管理の方向性、当該林分の条件及び市町村のゾーニング等に鑑みて検討することが必要。

11



- 市町村の考え（取り組みやすさ、費用対効果）を判断基準として含めることは可能
- 上記を判断基準として含める場合、住民・事業者のニーズ、安全性など、ほかの判断材料とどうバランスを取るのか合理的に説明できるようにすることが必要

**市町村の考え  
(取り組みやすい)**

- ・ **取り組みやすさ**という観点から、以下の①～④に該当する場合は積極的に対応してはどうか
- ① 確知されている所有者が多く、**不明な所有者が少ない**
- ② 探索や合意形成において、確知されている**共有者の協力が仰げる**
- ③ **対応を望む共有者が多い**
- ④ 意向調査を実施している地域であるなど、**市町村が事務で関与**している
- ・ ①～④に該当しない、又は複数が該当しない場合など、事務的負担が比較的大きいと考えられるものは対応を見送ることとするのは**不合理ではない**

**住民のニーズ**

- 住民から**安全・安心な生活**を確保してほしいとのニーズがあり、市町村が必要性を理解できるものは積極的に対応する
- 住民から**快適な生活環境**を提供してほしいとのニーズがあり、市町村が必要性を理解できるものも対応すればよい
- 住民からニーズはあるものの、**主観的なニーズ**であると感じられ、市町村が客観的に必要性を理解できないものは見送る

**事業者のニーズ**

- 事業者のニーズに基づくが、不明所有者にも明確なメリットがあるもの（所有者不明森林の資産価値が向上するもの等）は積極的に対応する
- 不明所有者が**デメリット**を回避できるもの（資産価値こそ上がらないが、隣地に迷惑をかけずに済む等）も対応すればよい
- 不明所有者の**メリット**が薄く、事業者が一方的なニーズによるものは、対応を見送る

**市町村の考え  
(費用対効果)**

- ・ 一般的な森林の健全性が確保できることを前提に、以下のi～iiiのような**費用対効果**について、必要に応じて考慮することは妥当か。
- i. コストを低く抑えるため、**切捨間伐や列状間伐**を選択する
- ii. 市町村のコスト負担を抑え、**事業者が対応**できるよう、**経済性を追求した内容**とする
- iii. 取り組むべきと認識しつつも、**コストが高むため**対応を引き続き検討する



**組み合わせ次第で、見解も変わり得る**

- ・ aかつiiiで取り組まないのは不合理
- ・ ②かつCなら取り組んでも合理的
- ・ Bならiで対応しても合理的 等





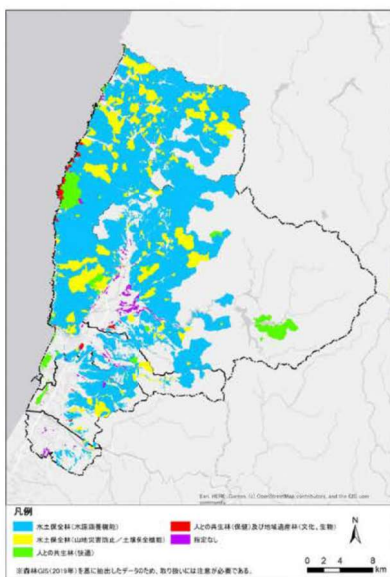
# 市町村森林整備計画におけるゾーニングの例

令和3年11月

## 新潟県村上市

自治体公表資料を元に事務局において作成

■ 新潟県村上市では、森林整備計画で行われたゾーニングを踏まえ、具体的に森林整備を進めていくため、林業経営に適した人工林かどうかの新たなゾーニングを「村上市森づくり基本計画」の策定過程で検討。

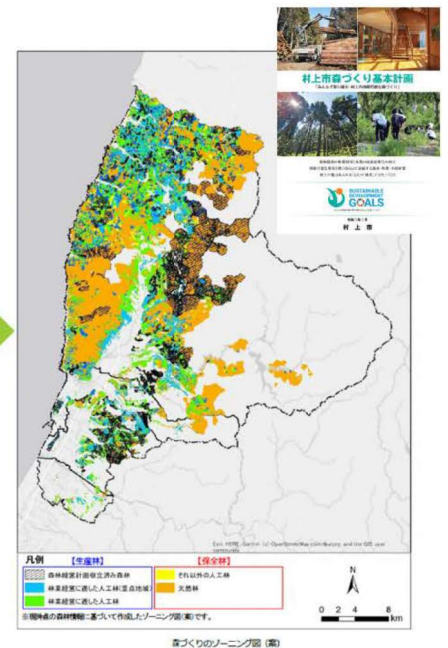


項目	林業経営に適した人工林と林業経営に適さない人工林の区分			
	林業経営に適した森林		林業経営に適さない森林	
傾斜区分	25度未満		25度以上35度未満	35度以上
地利	地利1、2	地利3以上	地利1	地利2以上
地位	地位1、2	—	—	—
面積 (ha)	4,130	4,117 513	3,437 1,866	4,493 6,359

出典：森林簿 2019年

※1：地位とは林地の付帯生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。地位1が最も生産力が高く、地位5が最も生産力が低い。  
 ※2：地利とは木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易度等経済的位置の有利不利の度合いを示すもの。地利1（500m未満）、地利2（500～1000m未満）、地利3（1000～2000m未満）、地利4（2000～3000m未満）、地利5（3000m以上）

森づくりのゾーニングの考え方			
区分	主な機能	主な森林	主な取組
生産林	木材等生産機能	林業経営に適している スギ人工林等	条件が良く林業経営に適したスギ林における重点的な森林整備、集約的な施策、優先的な路網整備等
		広葉樹人工林・天然林	広葉樹資源の利活用、良質な性質の原木や薪の生産、シノキ林の育成等
保全林	・水源涵養機能 ・山地災害防止／土壌保全機能 ・快速環境形成機能 ・保健・レクリエーション機能 ・文化機能 ・生物多様性保全機能	スギ人工林等	林業経営に適さないスギ人工林等では、村上市によって森林の公益的機能の維持・増進を図るための森林整備を実施
		天然林（広葉樹林等）	広葉樹林の保全、自然とのふれあい、森林環境教育の場としての活用



■ 愛知県豊田市では、「新・豊田市100年の森づくり構想」において、人工林は公益的機能が十分に発揮できる森づくり取り組むとともに、特に林業経営に適さない人工林は針広混交林・天然林化を進める等のゾーニングを実施。森林整備計画にも反映。



**木材生産林 (ア)**

立地条件による経済性、地形・地質など環境保全上の観点から持続可能な林業が可能な場所では、公益的機能が十分に発揮しながら、ヒノキ・スギを主とした単層人工林を育成し、効率的な作業システムにおいて適時に木材を生産する。当時は長伐期施策を想定する。

ポイント  
経済的に利用可能なヒノキ・スギの人工林を育成し、下層樹生を発達させる。

**針広混交誘導林 (イ、ウ、エ)**

現状は人工林であっても、尾根等経済性の観点から人工林を維持することが不適当であると考えられる場所や、河川（沢）沿い等森林保全上重要な場所では、強策の取組を数回実施して針広混交林化への誘導を図る。樹根木の伐採後は天然林とする。

ポイント  
林身不適地や防災上重要なエリアを保全し、針広混交林化を図る。

**利用天然林 (オ)**

キノコ栽培の原木林及び薪炭林として利用していく天然林や、公園及び憩いの場等の目的で利用していく天然林については、いっそう里山林として維持管理していく。

ポイント  
利用を図りながら、多様な二次林の生態系の維持を図る。

**保全天然林 (カ、キ)**

貴重な動物や生態系が現存する場所及び、積極的な利用目的がない天然林については、種生遷移により天然林として維持していく。なお、貴重な動物の維持のためには、必要に応じて保全策を実施する。

ポイント  
天然林地域は、基本的には種生遷移により維持を図る。

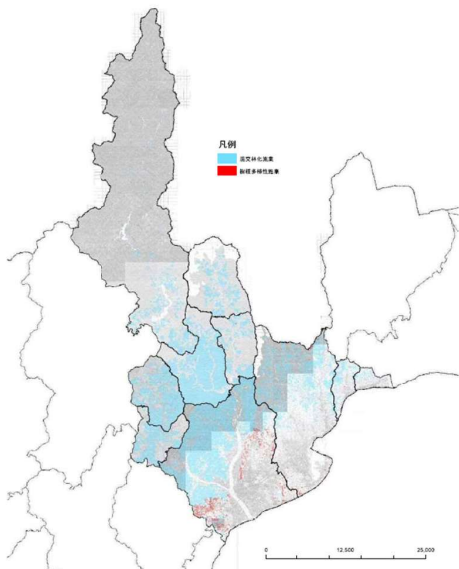
＜新しい森林区分＞

森林区分記号	(A)	(B)	(C)	(D)
現況	人工林		天然林	
森林区分名称	木材生産林	針広混交誘導林	利用天然林	保全天然林
位置付け	公益的機能を損なわない範囲内で、効率的な作業システムにより適時に木材を生産する場所	公益的機能が高く、かつ管理コストの低い森林を目指して、ゆるやかに天然広葉樹の育成を図り、針広混交林又は天然林に誘導する場所	所有者に天然林として利用する意志があり、里山林として利用していく場所、一般市民に開放する森林公園等	生態系保全や防災上の観点から天然林のまま保護することが望ましく、自然の種生遷移（必要に応じて保全対策）に委ねる場所
推進基準	立地条件等の特性	尾根部などの生産不利地や、急傾斜地や河川（沢）沿い、0次谷、脆い地質など防災上重要な場所等	急傾斜地や河川（沢）沿い、0次谷など防災上重要な場所以外の場所等	生態系保全や急傾斜地など防災上の観点から天然林の維持が必要な場所等
	木材生産の適・不適	適地	不適地	—
管理基本方針	・間伐 ・路網等の基盤整備 ・単層人工林 ・当園は長伐期施策を想定	・間伐 ・新規路網整備は極力控える ・既存の広葉樹等を生かして混交林化	・基本造林はせずに天然林を維持	・自然の種生遷移
将来（100年後）の森林像	公益的機能の高い人工林	針広混交林又は天然林	天然林	天然林
将来の管理コスト（目標）	中	低	中	低

豊田市 2021. 『豊田市森林整備計画書』  
豊田市 2018. 『新・豊田市100年の森づくり構想』による 2

■ 静岡市では、森林・林業基本計画に掲げる多面的機能の区分に準じてゾーニングを実施。この中で、「特に針広混交林化を推進すべき森林」等を別に定め、静岡県の独自税制（森林づくり県民税）に基づく事業を実施する際の基準としている。

特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

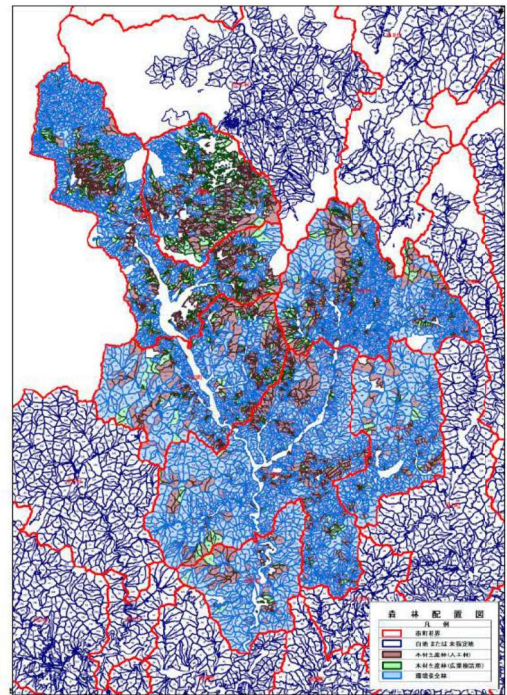
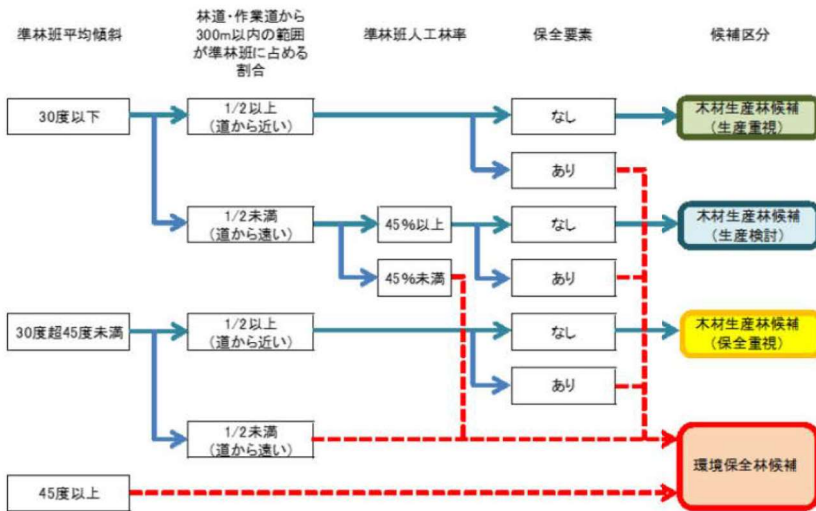


種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	・伐採方法は間伐とする。 ・間伐率はおおむね 40%以内とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 ・こうした施策により、単層であるスギ・ヒノキの人工林を、広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林化を目指すものとする。
森林の区域	森林簿へ記載 【面積 33,802.90ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	・伐採方法は、原則として間伐とし、間伐率はおおむね 50%以内とする。ただし、竹林にあって樹種転換を図る場合は、皆伐とすることができる。 ・皆伐した場合の更新方法は、郷土樹種であって、対象森林に適した広葉樹等の優良な母樹が存在し、更新が確実に見込まれる場合は、天然更新によるものとする。なお、必要に応じて更新補助作業を行う。天然更新が見込まれない場合には、郷土樹種であって対象森林に適した広葉樹等を植栽するものとする。 ・さらに、育成に必要な下刈、除伐等の保育を実施することとし、竹の侵入により広葉樹の育成が妨げられるおそれのある場合は、継続的な竹の除去を行う。 ・こうした施策により、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等へ誘導する。
森林の区域	森林簿へ記載 【面積 553.29ha】

静岡市 2020. 『静岡市森林整備計画書』による 3

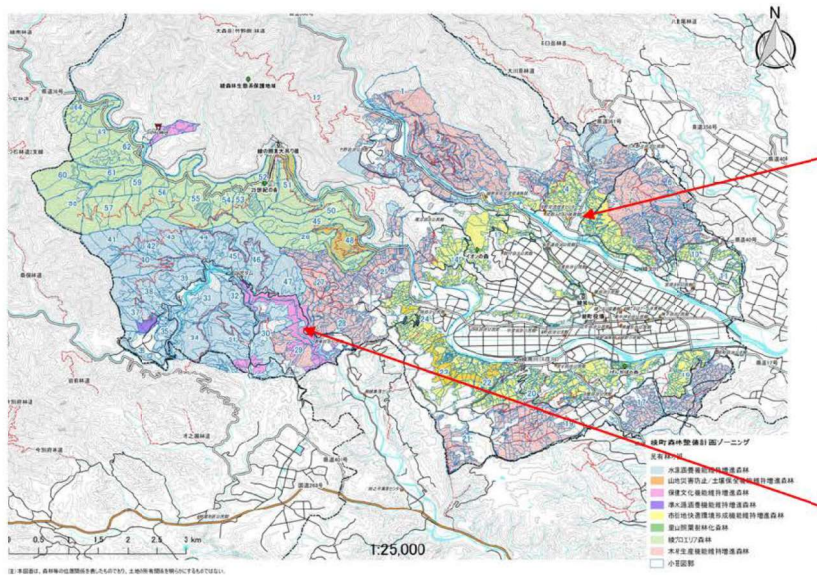
■ 岐阜県郡上市では、県が定める基本計画を踏まえ、森林の現状や自然条件等を踏まえ、「木材生産林」「環境保全林」「観光景観林」「生活保全林」の4つの区分でゾーニングを実施。

図 II-5-2-1 木材生産適地の抽出条件および手順



郡上市 2021. 『郡上市森林整備計画』による 4

■ 宮崎県綾町では、照葉樹林の保護・復元、市街地周辺の森林景観の維持、里山の保全など、ユネスコエコパークである町の施策と調和を図る独自ゾーニングを作成。



<p>○町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林</p> <p>○森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林</p>	<p>樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮断能力や汚染物質の吸着能力が高く、露被率に対する耐性が高い森林</p> <p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な保育・間伐等を推進します。</p> <p>特に、市街地周辺に所在する森林については、快適な生活環境や景観等の保全に留意した施策を推進します。</p> <p>また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。</p>
<p>○観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林</p> <p>○キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林</p>	<p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林</p> <p>必要に応じて保健、教育活動に適した施設が整備されている森林</p> <p>町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等にむき広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。</p> <p>特に、照葉樹林都市・綾として、身近に触れ合うことのできる里山については、照葉樹林の保全や照葉樹林への復元に向けた施策も考慮します。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。</p>

綾町 2020. 『綾町森林整備計画書』による 5

# ガイドラインにおけるゾーニングの活用について

- 各論①における「対象とすべき森林」の指標・考えとともに、特例措置の活用を行う際の対外的な説明の材料の一つとして、市町村森林整備計画に基づくゾーニングを活用することは有効。
- ゾーニングについては、例として以下のような方法が考えられる。
  - a. 市町村森林整備計画に定めることとされている「公益的機能別施業森林」をベースとしてゾーニングを実施する方法
  - b. 「公益的機能別施業森林」の設定状況を踏まえつつ、市町村独自のゾーニングを実施する方法
- ゾーニングに応じた施業の方法が定められている市町村森林整備計画を活用することで、対外的に説明を行う際の理由付けが可能。

※林野庁HPより

「公益的機能別施業森林」とは、森林の有する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小その他の当該森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林で、次のようなものがあります。

- ・ 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・ その他市町村が独自に定める公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

# 林種転換等に関する知見の整理

令和3年11月

## 皆伐施業後の人工造林と天然更新の選択（長野県作成の手引きの例）

- 長野県が皆伐施業後の安定的な造林を目的として情報を整理
- 人工造林と天然更新に分け、それぞれを選択する基準について提示
- 併せてそれぞれの造林方法の長所、短所や、適正な樹種についても言及

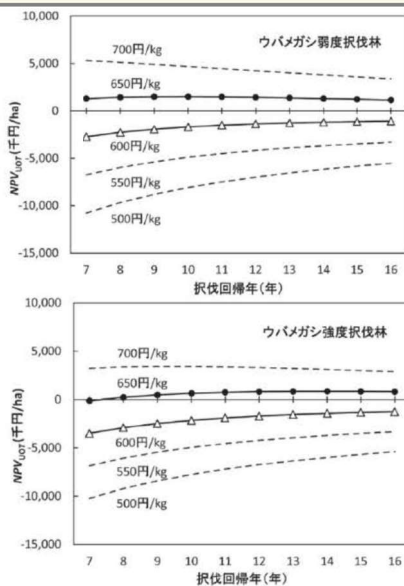
### 更新方法を判断する基準と施業方法

	目的樹種	適地	伐採前の確認事項	伐採方法	伐採後の作業	植栽	下刈り	除伐
人工林造成		地位：I~III 地利級： 1~3等地	所有者の 管理意思	皆伐	地拵	市町村森林 整備計画 による	3~7年	目的木以外 除去
天然更新	陽樹	表土：薄 又は剥離可 雑草木：少	表土を伐採直 後にはぎ取れ ること	皆伐	表土 はぎ取り		原則不要	樹高が3~5m に達するか被 圧されれば実 施
	ぼう芽 更新樹	目的樹種 優占する	根元径30cm以 下1,500株/ha以 上	皆伐 (根元伐採)	—	成立本数が 少ない 場合は補植	3年程度	目的木以外 は除去
	陰樹	目的樹種 母樹あり ササ等：少	皆伐前に次 世代稚樹が 確保	皆伐	—		原則不要	樹高が3~5m に達するか被 圧されれば実 施

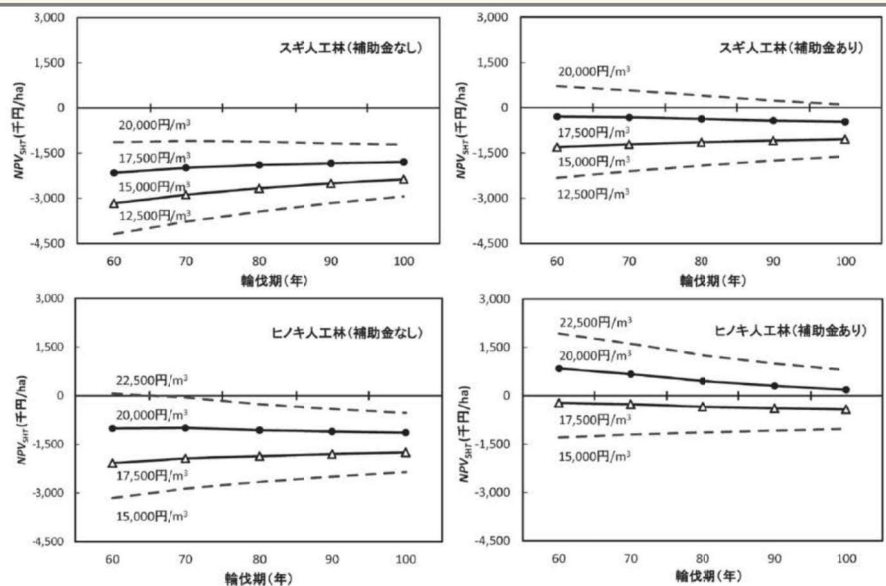


# 林種転換等についての事例（経済性の訴求によるもの）

- 和歌山県における紀州備長炭の生産を目的とした樹種転換のシミュレーション
- スギ・ヒノキ人工林からウバメガシ択伐林への転換を想定
- 平均生産者価格を維持できれば補助金なしでも投資価値があることを指摘
- スギ・ヒノキ人工林よりも短い回帰年で収入が得られることを推定



図一六 ウバメガシ択伐林の無限期間に渡る正味現在価値 ( $NPV_{\infty}$ )



図一七 スギ・ヒノキ人工林の無限期間に渡る正味現在価値 ( $NPV_{\infty}$ )

正味現在価値：植栽、保育、皆伐を永続的に繰り返す場合について、無限期間に渡る純収益、投下費用の全ての現在価値の合計

新永ほか 2018.持続可能な広葉樹林経営の経済性評価:紀州備長炭の原木生産に向けたウバメガシ択伐林経営の事例分析. 林業経済研究. 64(1): 36-47.

## ガイドラインにおける林種転換等の扱いについて

### 【各論④の追加検討課題】

- 手入れ不足の森林を健全な森林に再生していく手法のひとつとして、主伐をし、新たに植栽（林種転換）することも検討してはどうか。
- この場合、森林の性質を大きく変えることになるため、不明な所有者・共有者への説明責任として、実施できる条件や理由の整理が必要であると考えますが、Q&Aとして例示できないか

- 林種転換等については、例として以下のような目的が考えられる。

- 手入れ不足や森林病虫害により失われたり弱まったりした公益的機能を回復すること
- 転換することによって以前の樹種よりも森林の経済的価値を向上すること

- 例えば、aを目的とした林種転換等は認められるか。具体的には、林種転換等を行うことによって、公益的機能を回復させることができるということを根拠づけることが可能か。
- また、bを目的とした林種転換等の場合はどうか。社会情勢等により材価が変動する懸念があることを踏まえれば、この理由で林種転換等を行うことは困難か。





# 第6回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】令和3年11月8日(月) 13:30~15:30

【開催場所】都上市八幡防災センター研修室

【出席者】(敬称略)

<委員長>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授 (森林施業・経営学研究室)

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授 (森林環境保全研究室)

野村 裕 そのみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 都上市 農林水産部 次長兼林務課課長

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<臨時出席>

瀧澤嘉男 岐阜県都上市 林務課 主幹

籠原卓也 岐阜県都上市 林務課 課長補佐

和田 透 岐阜県都上市 林務課 課長補佐兼林務係長

小島徳文 岐阜県林政部林政課 技術課長補佐

<林野庁>

箕輪富男 森林利用課 課長

川村竜哉 森林利用課 森林集積推進室 室長

中山昌弘 森林利用課 課長補佐 (森林集積企画班担当)

安藤竜介 森林利用課 企画係員 (森林集積企画班)

<事務局>

(公財) 日本生態系協会 松浦、亀田

## 目次

【開催挨拶】	2
【1. 現地検討のとりまとめ】	3
【2. 当面の議題について(第3回からの継続審議)】	10
<資料2 当面の議題、前回までのポイント、今回ご議論いただきたい事項>	10
<資料2 各論①>	15
<資料2 各論②>	17
<資料2 各論③>	22
<資料2 各論④>	24
<資料2 各論⑤>	29
【3. 今後の予定について】	29

## 【開催挨拶】

中山課長補佐

皆様お揃いですので、第6回森林経営管理検討委員会、初面の初開催というところで、始めさせていただきます。皆様、大変お疲れ様でございます。最初に課長の箕輪から一言挨拶をさせていただきます。

箕輪課長

委員には、昨年度からこの検討委員会でご審議をいただいておりますが、これまでオンラインの会合ということで、なかなかやりにくい面もあつたかと思っております。本日こういう形で、対面できることが大変喜ばしい、活発な議論ができればなと思っております。郡上市の河合課長におかれては本日の現地検討会のセッティングをしていただきまして、ありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。さて、令和元年度からスタートした森林経営管理制度の中でも特に所有者不明の土地を動かすための特例措置を設けているわけです。この検討委員会では、この特例措置をどう現場で円滑に動かしていくかということについて様々な知見をいただければなということでもスタートしております。森林経営管理制度は3年目に入っているわけですので、本当に多くの市町村で取組が進んでおります。特例措置についても、前回ご紹介しました鳥取県若松町の事例については、既に手続が完了済みで、権利設定ということに繋がってきています。実例も出てきてまいりましたので、そういう実例が1個でも出ると、市町村の皆様も取組みやすくなるというか、どうしてもやはりこの特例を使うというまじ踏ん切りがつかない部分があるかというのでございます。一つの事例ができればいいと思います。ただ、市町村の職員にとっても、若干ハードルがある、そこはやはり特例措置について分らないというか、分らない怖さというのですか、そういうところがあるかと思っております。そういう中で、今回、委員の皆様からご知見を頂いて、それをしっかりとめて、またそれを分かりやすく伝えていくというようなことで、取りまとめていきたいと思っております。前向きな形で進んでいくこの委員会を更に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

中山課長補佐

委員長からも一言だけよろしいでしょうか。

植木委員長

皆様、よろしくお願ひいたします。この森林経営管理制度は、多分日本林業の基礎となっていく重要な制度なのだろうと思っております。これまで所有者不明、あるいは境界も分らないという中で、市町村も林業に対しての取り組みはどちらかと言ったら活発ではなかった。しかし、森林環境税だとか、森林経営管理制度だとか、市町村にとっては大変重要な、森林を動かす、あるいは林業を産業として位置付けようとするきっかけにしようとする動きも見られつつあります。これが日本全体でさらに進展していくならば、世界的に遅れてい

た日本の林業も、林業先進国のレベルに徐々に近づいていくのかなと思っております。我が国の林業には技術的に優れているところもあるのですが、産業としての基盤構造が弱いということに、林業の遅れがあったかなと思っております。そういう意味では今回このように国がある意味積極的に、一つ一つの森林そのものを自分たちの大事な財産として、そしてそれを有効に活用しようとする、その方向性を示したということとは日本の林業にとって喜ばしいことだと思っております。今日は初めて皆様と直接お会いでき、議論ができたということ、大変嬉しく思っております。本日も限られた時間ですが、中身の濃い議論ができればと思っております。よろしくお願いたします。

## 【1. 現地検討のとりのまとめ】

中山課長補佐

ありがとうございます。それでは、資料に沿って進めていきたいと思っております。本日、午前中見ていただきましたが、郡上市の現場から、議論に入っていきたいと思えます。

資料1をご覧ください。ケーススタディ4ということで、岐阜県郡上市における検討状況です。1ページ目です。今回最初に見ていただいた所、腰細地区という所でございます。見ていただいたとおり、傾斜35度以上の森林が多く存在しており、また過去10年間、施業履歴もないというような状況で、地元の方も伐採を強く望んでいる地区です。

2ページ目です。見ていただきました箇所は、下方にインフラ施設、具体的に道路、鉄道、また下水処理場が立地しているような状況です。この対象地域全体としては、集落も抱えているというようなところで、今回の共有林1、2があります。特に最初に見ていただきました共有林2ですが、広葉樹が生えていたというようなところで、傾斜がきつかったと。少し中に入って見ていただきました共有林1の場所へ正確に行っただけではないのですけれども、見ていただいたような、ヒノキの林相が広がっている状況です。こういったところの伐採を進めていくというようなところで、意向調査に取り組まれているというのですが、まだその探索は未実施だというような状況だということです。

次、3ページ目です。まだ探索未実施ということ、これからですけれども、今現在のこの所有者の状況を整理したのが3ページ目でございます。まず共有林1のほうです。人工林のほうですが、登記名義人がA、B、Cいるという状況で、相続登記はされず、数次相続が発生しています。それぞれにお子さまがいて、Aさんは13名いらっしゃる。うち11名は死亡、または転籍、分家で、2名がご存命という状況です。次、Bさんですが、8名の子は全てお亡くなりになっていますが、孫1名の方の配偶者が、委託を希望しているという状況です。3

人目のCさんですが、6名お子さまがいちらっしゃる。5名は死亡、または不明、転籍、1名はご存命ということです。そのうち、孫1名の配偶者の方が委託を希望しているという状況です。見ていただきますと、3人から子世代で27人増えており、これから探索が行われる予定です。

次、4ページ目です。これは共有林2です。広葉樹の山のほうです。こちらは登記名義人が3名ということで、甲、乙、丙という風に書いております。甲さんですが、10名子がいて、7名は亡くなられて、1名が転籍、2名がご存命。この亡くなった方の方の一人の孫が委託を希望しているという状況です。乙さんは、家督相続で、その子、孫の世代7名のうち4名がお亡くなりになって、3名はご存命という状況であります。あと3人目の丙さんはご存命で、市に委託を希望している状況です。以上が今、分かっている状況の確認であります。

次5ページ目見ていただきます。今回、1か所目見ていただいたところであります。どういう経営管理を今考えているかということなんです。傾斜が35度以上の森林が多く存在している、0次谷も多く見られると、山地災害のリスクが高いというところでありまして、周囲の森林と一体的に整備を進めていこうというところ、またその共有林の既に分かっている方についても、伐採を強く望んでいるというところで、市自ら切捨て間伐、除伐を進めていきたいというような意向の状況というところでもあります。現在その共有林の周囲で定める予定の集積計画の概要が下の左にございます。10年間預かりまして、人工林のほうは、1回以上は間伐をします。広葉樹のほうは除伐ということ、抜き伐りをするというようなところであります。市町村が全額負担をして、利益の還元がない施業となります。

次、6ページ目です。今日、2回現場を見ていただきました。既に伐採されている状況というところでございます。集落の近くということで、こちらの場合には、林縁部は見ていただいたとおり傾斜も比較的ゆるいところで、少し皆伐も取り入れながら、整備が進められている状況でございます。7ページ目は、今の間伐実施地の状況、ちょっと割愛します。

次、8ページ目です。1か所目に現地を見ていただきました共有林が2か所あるところで、いくつか議論いただきたい事項ということで少し整理をしております。大きく六つ、書き出してみました。

1点目です。本件で登記名義人が合計6名ということで、現時点で判明している子や孫が40人以上に及んでいるという状況で、これから探索をしていくに当たってこの探索の合理化について、何か手法を考えられたいかというのが1点目であります。

2点目です。今回の対象林分ですね、倒木等により県道や鉄道に被害を与える

可能性がある状況にあり仮に相続人の探査の結果、不明者が出た場合、今回の共有者不明の特例を使うという考え方はあって良いかどうかというところで、3点目です。仮にその特例を使うことが難しい場合はどのような対応が考えられるかと。

4点目、優先順位ですが、現地の状況に照らして、共有地1の人工林と共有地2の天然林のどちらについて優先的に対応すべきと考えるかと。

5点目として、仮に特例を使って伐採をする場合ということで、今回その相続登記を完了した所有者としては、この林縁部の広葉樹を全て伐採するというようなご希望もあるということです。そういったことは可能かと。またそれが難しい場合には、保全対象に影響を与えるおそれがある、形質不良木、危険木とくに限定して伐採するならばどうか。更にこうした伐採を実施することで逆に土砂の崩壊等の災害を招来するおそれはないか。またそれ以外の方法で伐採する場合どのような伐採方法が考えられるか。ということで、あそこでどういう施策をするかとより良いかというようところが5番目です。

最後6点目です。今回の検討対象となっている箇所はヒノキ林と広葉樹の混交林という状況でございました。こういったところで今後経営管理を行うに当たって、どのような施策を行うことが望ましいかということです。現地で行くつか委員に頂いたご意見もありますけれども、以上6点について、改めてこの場でもまたご議論いただき、ご意見を頂戴できればなと思います。河合委員から少し補足もしくはコメントあればと思いますのでお願いします。

河合委員

現地は先ほど見でいただいたところですが、このような現地でございます。意向調査をやったときに、そうした林分があるということで、所有者の1名の方が、何とかしてほしいというような、意見が出たということで、さあどうしたらいいのかなのかという状況でございます。ああいう状況ですので、どういう施策をしたらいいのかというところ。どうしたらいいのかなと思います。「議論いただきたい事項」の2番目は悩ましいところ。どうしたらいいかと思います。全部伐つてしまふのは下への影響がありますし、まだ相続人全部を探索しておりません。今ここに挙がっているのは現在うちの市役所の市民課や税務課の情報の中で、分かる範囲で調べた状況です。多分市内の方なので、ご存命の方がいらっしゃらないから、そういうところをたどって調べていけば、大抵分かるんじゃないかな、ということ、期待しております。それにしても、相当な人数になると思いますが、どれだけ大変な手続になるだろうか、という不安もあります。できることであれば、簡略的な手続でできないものかと感じておまして、これはほかの市町村の皆さんも多分思っていることかと思えます。以上です。

中山課長補佐

ありがとうございます。資料の順番に限らず、思いつかれたところからでも結構です。現地でも色々ご発言いただきましたけれども、またちょっと改めて、コメントを頂戴できればと思います。

阿部委員

5番のところについてちょっと質問させていただきたいです。これは共有林2のお話をされているかと思うんですけども、それでいいですか？

河合委員

はい、共有林2の部分もありますし、まあそれ以外にも当てはまりますね。ああいった条件のところで、どういう施策をすればいいのかということは、多分それぞれの現地で違うと思うのでそれぞれです。

阿部委員

現時点、見せていただいた広葉樹のある所というのは、黄色く囲っている、共有林のところだと思えますけれども、図表集の黄色い枠のところですよ。

中山課長補佐

そうです。

阿部委員

ここだけ広葉樹も上から下までありますけれども、恐らくこの広葉樹が道路沿いにはみ出ているわけです。これを見たときに、道路の山側の法面がかなり高く石積みがあって、結構高かったですよね。そして、その上に広葉樹がありました。この法面に大きな広葉樹があるという状況は風が強い日に倒れたりしたら危ないということだと思います。もしそういう危険性があるのなら、伐つてもいいのかなと思います。法肩の部分ですね。特にこう、木が揺れて、法肩が緩み、積んだ石積みが崩れてくるような危険性があるということであれば、伐採するのでもいいのかなと思います。それから上のほうにずっと広葉樹が続いてますけれども、ここだけ広葉樹があって、ちょっと窪んだような地形なので、大昔に森林を伐採されたときに崩れた跡が、上から下まであって、そこにヒノキを植えないほうが、いいのかなと思います。やっぱり木を伐れば、それなりの、根が腐って、斜面の安定性がある程度は下がると確かに言えるので、全体を伐らずに広葉樹を、健全な形で、1本1本が大きくなるような形で、施業をしていく。あまり手を加えなくても、自然に放置すれば段々そういう風になっていくと思えますけれども、ですから、伐採しないほうがいいかなと思います。一方で、ヒノキの林でしたけれども、全般的に、ちょっとまだ暗さがあるかなという感じで、もうちょっと本数密度を下げてもいいのかなかと思つています。下層植生をもうちょっと豊かになるように保つというか、そういうことをもう一度ぐらいやってもいいのかな、と思つました。環境保全林ということで、将来的にたぶん皆伐はされなないかと思つても、年数が経てば、また混んできます。こう1本1本が大きく混んでくるときもありそうです。それから土壌の薄いと、混雪被害がわかりませぬけど、立木が倒れている所がありますよね。そういう所は大きな空間ができたら、やっぱりこう、天然性林にしていくというような施策がいいのかなかと思つています。あえてヒノキを植えなくて、既に生えている樹木で、自然の生態系に遺すというような、

河合委員  
ある程度、強度に間伐したり、ギャップをつくってやったり、というのがよいのではよね？

植木委員長  
強度の間伐はちょっと考えたほうがいいかもしれません。今まで放置されてしまったので、まずはゆるやかな間伐から始めて、ある程度、森林そのものが強くなれば強度にやってもいいのだと思います。あと広葉樹の導入の場合には、群落的に空間を作り光を入れるというのは手かなと思います。

中山課長補佐  
林縁部も含めて間伐でしょうか。

植木委員長  
林縁となった下の部分はもっと積極的に別な考え方を考えたほうが良さそうですなという気がします。あれだけ木が道に出てきているぐらいですから、私だと多分大径木を中心に多くを伐採するんだらうなと思います。ただそれよりも上部斜面は、先ほど申した、今の森林をいかに強いものにしていくかということになると思います。

中山課長補佐  
分かりました。片山委員いかがでしょうか。

片山委員  
委員の皆様方のご意見はそのとおりだと思っ見て見えていました。私も県職員時代、治山の担当を長いことしてまいりましたので、あれは治山工事の現場だなと見ておりました。確かに、林縁の一番下のところですね、あそこは広葉樹もそうです。ヒノキのところもそうですし、電線に枝がかかっているような状態になっているところについてはやっぱり伐ったほうがいいのかな、という気はします。ただ、今残っているヒノキの林というのは、あれはあれで結構、落石防止の役をかなり果たしていると思います。枯れて根返りしたりとか、被圧されてしまっていたりとか、そういうものはもう伐ってしまっ、あと健全な木を残してあげて、その落石防止の機能を高めてあげるような、やり方なのかなと思います。あと伐った木をなるべく筋置きみたいな格好で置いて、その落石に備えるというような施工方法を考えればいいのかという気がしました。本堂という治山事業であの下に落石防止柵いれるのかなという気はしましたけど、そのような感じで私は見ました。

中山課長補佐  
ありがとうございます。今のところ、郡上市では林縁も含めて間伐するという計画ということでよろしいでしょうか。

河合委員  
林縁については、そういった電線とかもありますし、風で倒れるということもありますので、そういったところは一気に伐ってしまうというのはありますけれども、やっぱりある程度、伐るところによるだらうなと思っています。ただ下の部分は今日見ていただいたとおり、石がガラガラのところもありまして、

中山課長補佐  
そういう施業がいいのかなと思います。

植木委員長  
はい、ありがとうございます。5番と6番のほうにもちよつと及ぶような形の、将来的な施業ですね。

植木委員長  
施業のことでしたら統けてよるしいですか。一つ目見た腰細地区の黄色い所、共有林2のところですか。その下に公道があり、さらに鉄道があって、下水処理場があるというような状況において、やはり道からすぐ上の部分の立木についてはかなり大径化して、またチャートという地質において、非常に土壌層が薄いという状況です。土壌の層が薄いということを考えたら、今後、病虫害や豪雨などの自然災害等によって、道路や電線等に支障を与ええる可能性があります。そう考えれば、周辺部分、沿線部分は積極的に施業をしていったほうが良いと思います。ただ、それより斜面上部はできるだけ現存の森林をうまく育成し、環境保全林として機能を高めていくのだと考えるべきでしょう。ただし林分を見たところ、人工林はほとんど手入れがされていないので、大径木と小径木の太さの差が大きいということは、既に競合が相当進んでいて、完全に優劣がついています。しかも土壌が薄いがために根返りが起きていたと考えられますので、この斜面全体の中でも、ある程度土壌がある所と全くない所があって、それらの違いによる施業の工夫も必要かと思っます。今の状況で見るとなれば基本的に現存木の太径材への誘導、人工林の適切な間伐、さらに広葉樹の導入というものが重要になってくるのだらうと思っます。ヒノキも大径木であれば、ある程度根系を拡張し、土壌の緊縛力も高まる可能性があります。しかし他の隣接木と競合している現状においてはそれがなかなか進まないと思われ、であれば、立木密度の管理を早急に進め、個々のヒノキの距離をとり、樹冠が広がるとりながら、大径化を進め、それによって根も丈夫なものにしていく必要があると思います。くわえて間伐効果として光が林内に入ることによって下層植生も豊かになってくるということであれば、土壌の流出もある程度抑えられていくのではないかなという気がします。そういう意味でも、長い目で見るとすれば、広葉樹を守っていくのが望ましいのだけけれども、今ある針葉樹もやはり、ヒノキを活かしなが長伐期大径化の方向で、できれば将来的に針広混交林化の方向に持っていくのが望ましいのではないかと思っます。ただ、針広混交林化する前の広葉樹をどのように導入するかというのは結構難しい課題かなと思っます。広葉樹の場合やはり光が必要で、今回も現地を見た感じでは、部分的に森林が崩壊した部分では、光が入って下層植生が豊かになっているという気がします。ただ高木になるような広葉樹が見られないというのがちよつと気になりますね。やはり灌木類が多いところで、いかに高木になるような広葉樹を導入にするかというのが今後検討課題であらうかと思っますが、そういう方向性は求めていくべきだと思っています。

ものであって、何か、誰かに損害を与えるんじゃないかとかですかね、よほどの切り札として出すんだというふうな、そういうものとして考えなくても、普通のメモニューの一つで、共有者が不明だったら活用をまず考えてよいものと捉えていただいているのかと私は思います。

中山課長補佐  
河合委員、いかがでしょうか。何か更にコメントございますでしょうか。

河合委員  
これについては皆様、今委員の皆様がおっしゃったように、もちろんこれから不明な所有者があるということも、これは当然のことですし、不明であれば、特例措置を使うということも、そうなのだろうなと思っております。まだやはりうちの市役所の職員の手に負えないようでしたら、行政書士に頼むということも考えておりますので、そういったところで、進んでいきたいなと思っております。

中山課長補佐  
関連して、第4回検討委員会で紹介した京都府の綾部市さんの事例は、今回と同じように共有者が多数いたというふうな状況だと思います。共有者が多数いる場合、一部の共有者数名から同意が得られないだけで事業が進め難くなるというの、次の論点としてあるのかなと思います。制度的には確知所有者不同意森林の特例がございまして、これを使うことかと思っております。これは次回以降の検討委員会で、続きのような形でやっていきたいなという風に思っております。ありがとうございます。

河合委員  
ただやっぱ、共有者が不明だから特例措置使わなければならないといえませんが、うなんですけども、今回の場合、身内の方、生きている方がおられますので、できれば、相続してもらおうように思っています。

中山課長補佐  
補足いただきありがとうございます。それでは、次の議事にうつりたいと思います。郡上市さんには今後、進捗をお聞かせいただければありがたいです。どうもありがとうございます。

## 【2.当面の議題について（第3回からの継続審議）】 ＜資料2 当面の議題、前回までのポイント、今回ご議論いただきたい事項＞

中山課長補佐  
それでは資料2に入っていきます。当面の議題ということで、第6回バージョンで作成しております。1ページ目、これまでと変わらなないため、割愛をさせていただきます。2ページ目も割愛をしたいと思っております。

3ページ目。ご議論いただきたい事項ということで、また同じような図表を載

落石が怖いかなと思います。

片山委員  
怖いですね。  
河合委員  
そこがありますんで、そういった部分も、手当しなからできるのかなと思います。

中山課長補佐  
「議論いただきたい事項」の4番に共有地1と2はどちらについて優先的に対応すべきかと書いてまして、実際はもう同時並行にやってくっていくようなイメージでということですね。ただあの状況だと、施業的には、広葉樹を先に伐るとかやっていくことを考えていたりするものでしょうか。

河合委員  
多分、伐るにしても、下に道がありますし、交通の関係を考えるとその方向に倒れてはいけませんので、それなりに引っ張ってみるだとか、あるいは、クレーンなども考えながら引っ張る必要があるとか、更にやるとすればそういう一連の作業の中で、1回でやったほうがいいのかかなと思います。

中山課長補佐  
ありがとうございます。品川委員、探索の関係や、特例の活用でコメントいただければでしょうか。

品川委員  
私どもの立場から言えば、探索が大変だという郡上市の気持ちは本当によく分かるのですが、現状探索の合理化について特別な案というのとはなくて、地道にやっていたりしかないと考えております。強いて申し上げるのであれば、やはり行政書士さんとか、外部の方を活用していただいて、なるべく市町村の負担をカットしていただくことぐらいしか考えられないかなという風に思います。2番についてまさに共有者不明の特例使うという考え方でよろしいかと思ます。共有者不明の特例の場合には裁定手続きがなく、割と手続きとしては簡易に使えるかと思ますので、是非やってみていただきたいかと思ます。特例を使うことが難しい場合どのような対応が考えられるかということより、特例を使うことが難しいということはないように思いますので、特に問題はないかなという風に考えます。

中山課長補佐  
ありがとうございます。野村委員、補足で何かございませんでしょうか。

野村委員  
品川委員もおっしゃったとおりだと思います。2番の質問自体なもので、その「共有者不明の特例を使うという考え方が合っているのか」という問い自体が、ちよつと引いている気がします。共有者不明の特例というのは別に経営管理の必要性とか、その倒木の問題とか、そういうことがあるから使うべきだというものではなくて、共有者の中に不明な人がいたら、躊躇なく使ってよい

せております。左側が優先すべきと書いております。対象とする森林の選定で  
すね。それに当たって何を優先すべきかというので、各論①、②、③というこ  
とで整理しております。右側に合理的と書いておりますのは、経営管理の方  
向性です。これについて合理的な判断基準をどこに置くのかということで、こ  
ちらも各論③、④、⑤というところで整理をしているというものでございます。  
前回までの間で、それぞれの各論の部分を、ご議論いただいたということで、  
今回は、これまでの議論を、整理をしていこうかなと考えております。

続きましては4ページ目です。これまでの検討委員会のポイントを整理してい  
るものです。4ページ目は第3回検討委員会のポイントということで、これは  
変わりがございません。

次は5ページ目です。第4回検討委員会のポイントということで、前々回の分  
です。前回、上の「所有者探索・同意取得の注意点（各論⑧関連）」の三つ目の  
ボツのところ、委員からご意見いただきました。少し変えております。下線  
部を引張っているところでございます。登記名義人の所有者情報が不足する  
ときですとか、戸籍謄本や住民票の除票が廃棄されたときなど、公的資料から  
の探索が困難なときは、前回は、「探索を打ち切ることを考えてもよい」と記載  
していましたが、「積極的に裁定に持っていく」などの表現がいまいじやないか  
ということでご意見を頂きましたので、「特例措置の活用を積極的に視野に入れ  
て検討する」という表現に修正しております。

次は6ページ目です。こちらが、前回の検討委員会のポイントということで新  
しく整理したものでございます。まず各論②の関連です。対象とすべき森林  
の優先順位付けをどういう風にするかという点です。災害防止や産業振興とか、  
そういったところの観点をお話頂いたところです。森林整備による特に災害  
防止の観点で一番抑止効果が高い表層崩壊というところを防ぐ観点でいくと、  
この幼齢林、壮齢林に分けて、早期に誘導する、あるいは壮齢林における間伐  
を進めていくという視点が必要だということ、あと優先順位の関係では家の  
上部に位置するとか、人命に関わる状況については優先順位を上げて対応する  
ことも必要だろうというご意見を頂きました。一方で2点目は、この木材を活  
用し林業振興を進めるということで森林を健全に保つと、それによって災害防  
止の機能も発揮させていくという視点も併せて大事だということでは言ってい  
くべきじゃないかという議論です。そして3点目です。こちらは特に市町村の  
事務量とか、財源の部分でございまして、まずは市町村の方針を、この地域の  
関係者や、所有者の意向を聞きながら明確化していくという内容になっていま  
す。その際に、この市町村の事務量や、財源を考慮することはあり得るもの、  
これをもつてのみ、所有者不明森林等に対応しないということは、避けるよう  
留意するべきではないかということで、ここはちよつと表現ぶりに気をつける

ようにというご意見も頂きましたので、一旦こういう形で記載をしております  
。各論⑤の関係で、経営管理の合理的な判断基準を整理しております。それ  
ぞれの各論を組み合わせ、どういう風に説明するかというのがこの各論⑤の部  
分です。その中で取り組みやすさとか、費用対効果、そういった市町村の考え  
を判断基準として含めることは可能であろうというところなんですけれども、  
その場合、住民ですとか、事業者のニーズ、安全性、その他の判断材料とバラ  
ンスをどう取るのかを合理的に説明できるようにすることが必要だという点で  
あります。また所有者不明であるということを理由に対応しないとか、地域住  
民が土砂災害など被ることは避けるべきだということで、これは可能な限り  
災害を回避するため、費用面等を考慮しつつ、総合的に勘案して一番効率的に  
できる方法を採用できるようにしていくことが重要だという点はしっかりと語り  
べきだろうということで、記載しております。

7ページ目です。各論⑥の関係で、前回、糸魚川市の事例をケーススタディと  
して取り上げさせていただきました。糸魚川市の場合は、特例をこれから使う  
予定でもなし、あるいは既に使ったという事例でもないのですが、集積計画  
を立てた中の一部に所有者不明があるというような状況の事例でございました。  
ここでいくつか、頂いたご意見を掲載しております。まず、所有者探索の注意  
点や、特例措置活用の必要性という部分で、登記名義人の所在を把握する方法  
がない、具体的には林務部局や税務部局が保有する情報でも所在の把握ができ  
ないということであれば、特例措置の活用を検討しましょうというご意見。ま  
た、この裁定等の手続きにおいては、更に過重な資料を求めるといったことが  
ないように留意しようというご意見。これまでも委員に頂いていたご意見を、  
改めて載せております。2点目として、所有者不明森林そのものが小面積で手  
入れを行わずともさし当りの支障がないという場合も、周辺森林との一体  
的な管理の必要性が説明できれば、積極的にそこも加えて、活用を検討してい  
こうという点と、またその一体的な管理の必要性が乏しいという場合も病虫害  
の温床となるというような可能性がある場合ですとか、その経営管理の必要  
性が説明できる場合は積極的に活用を進めるという考え方も取り得るだろうとい  
うことでございます。次に財産管理制度の活用ということ、この点挙げさせ  
ていただいております。特に糸魚川市の事例の場合、相続放棄をした山があ  
ったと。今回の場合は、既に相続財産管理人を選定された後だったので、集積  
計画を立てられたという状況だったんですけども、そうじゃない森林もやは  
り多いところでもその点も議論として挙げさせていただいた点であります。  
一つ目が民法940条、この相続放棄をした者による、管理の継続というのが規  
定されておりますが、自己の財産におけるのと同じといえる範囲内で、例えば  
保存行為としての経営管理権の設定も含まれるということでもいただきました。  
ここは、事務局のほうの整理では、相続放棄をした者の権限でそこまではでき  
ないだろうというような認識でいたわけていただければ、自己の財産におけるの

と同一という点で、経営管理権の設定も可能なのではないかということとどこでございませう。一方で、財産管理制度を活用したほうがより安心できるとした場合、この相続放棄された森林ですか、相続人のない森林について、市町村が利害関係人として相続財産管理制度の活用も検討できるところとどこでございませう。またこの裁判所への管理人選任の申立においては公益性を十分に説明することがポイントだということ、アドバイスを頂いたところとどこでございませう。最後に、境界確定の必要性ということと、今回糸魚川市の場合、集積計画の中に、所有者不明があるという場所、その境界の確定のレベルをどういったものがいいのかということ、現場の状況を踏まえケースバイケースで境界を確定させるかについては、現場の状況を踏まえケースバイケースで対応していく必要があるということとどこでございませう、あまり決めすぎても、過重な対応になってしまうというところは、留意が必要であるということ、ご意見を頂きました。この境界が確定しない場合であっても、そこに立木がなければ、かつちり行わないというような考え方も有り得るだろうということと、今、前回の検討会のポイントということで、整理をしたところと、この点でご意見はございますか。

品川委員

3点ほど、気になったところと訂正を申し上げなければならぬところとどこでございませう。見過ごしたところではあるのですが、4ページの下の箱の下のボックスで、「柔軟に活用していくこととしてよいのではないか」という表記があるんですけども、この「柔軟に」というところが、もう少し、何をどう柔軟に」という意味なのか、ちょっと明確性を欠くかなと思いついて、そこが、用語で見逃していたところと。今回、明確にしたほうがいいかなと思いついて、先に気になった点を全部申し上げてまいります。

7ページですが、一番上の「所有者探索の注意点、特例措置活用の必要性、各論③関係」という上のボックスに、「裁定等の手続きにおいては更に過重な資料を求める」といったことがないように留意」と書いてありまして、今ほどご指摘いただいたのですが、基本的には裁定の手続きというのは申請する側をチェックする機能ですので、例えば今回の限りで言ってみれば、申請する側、申立てをする側に立った、サポートとか、資料提供するという側かと思いついて、あんまり裁定側に対してあれをせよこれをせよということを表記するということは、ふさわしくないのではないかと考えました。それが2点目です。確か前回どんな文脈でこれが出てきたかというところ、自治体の方がまるで捜査のようなことを、聞き込みなどを際限なくやらなければならないのではないかと非常に恐れられて、いやそこはそうじゃなくても、というお話の中で、こういった表現も出てきたかと思うんですね。そういう必要がないことは条文中はつきりしております。

それから、真ん中「財産管理制度の活用 各論③関係」で、上のボックス、「民法940条による相続放棄をした者による管理の継続には、自己の財産におけるのと同

一といえる範囲内で、例えば保存行為としての経営管理権の設定も含まれるのと。これは現状のとおりだと考えているのですが、実は民法が新しくなるのに際して、この部分が変わります。相続放棄した者の管理の継続は、「相続の放棄をした者はその放棄時に相続財産に属する財産を現に占有している場合は」という風になります。いつから明確に相続財産に属する財産になるかというのとは違ってくるのではないですか。2年後、令和4年の3月末までにはどうなるといいたか？令和5年の3月末でしたか？

野村委員

令和5年ですね。

品川委員

令和5年でしたか。今これを書くのであれば、両方併記ということになるのかなと思つたところと。これが3点目です。私からは以上です。

野村委員

品川委員がおっしゃった2点目、7ページの、一番上のボックスのところなのですが、けれども、前回、新潟県庁の方がいらして、県庁が、その裁定をする側としての留意点のお話も出たということがこの記載になっているのかなと思つています。申請する側と、裁定側との、内容をどう受け取るかという点、市町村が苦労しているのは品川委員のご指摘のとおりだと思つて、悩みはあると思うんですけど、おそらく県もどう受け止めてどうやるかという、悩みはあると思うんですけど、こちらに対する、アシストになるような内容も、書き分けつつ記載するということですかね。あまりごっちゃにしないほうがいいかも思つて、やはり参考になる情報は分かるように、織り込んでいくという趣旨であれば、それはそれでよろしいのかなと思つきました。

中山課長補佐

ありがとうございます。ずっと市町村目線に、県の目線のものが入ってきたので、多分そこは、資料構成の問題かと思つています。申し訳ございません。ありがとうございます。おっしゃったとおり新潟県の裁定のときに、特に気にするべきところが追加的にあるかということとご意見を頂いた部分でございませう。それはまた、これから整理していくときは、誰が見るべき情報なのかということと、ちょっと気をつけてですね、整理をしていきたいなと思つています。4ページの柔軟に活用していくこととしてよいのではないかと、こういうところが明らかに欠くという点は、例えば「積極的に活用する」というような表現がよりよいですかね。

品川委員

これは普通に共有者不明森林で扱うという意味にならうかと思つています。

中山課長補佐

分かりました。これからの整理で考えてみます。







というのが林業なのだろうなと思うんですね。それはそれでいいとしても、林業振興というのは林業だけで林業が成り立つわけではなくて、さらに川下と川中、川下まで続いた、連携があつてこそ林業は成り立つていくわけですね。そうした場合に、やはり川中、川下という経済構造や、あるいは製材工場とか建築業だとかがお互いwin-winの状態であることが林業振興に繋がるんだと思います。さらに今日では地域材という言い方をしますが、地元材を使いましょよとそういうことが徐々に浸透してきている中であつて、それは地域そのものの振興でしようと考えられます。ですから林業振興というのではなくて、もっと広い概念で捉えたほうが適切で、産業振興は地域振興なんだよという捉え方をすべきなんだと私は思っています。

中山課長補佐

ありがとうございます。

野村委員

考え方については異なるのですが、法律での書き方はどうなっているかということを一応確認しておく、第1条では、「林業経営の効率化および森林の管理の適正化の具体的な促進を図り、もって林業の持続的発展および森林の有する多面的機能を発揮することを目的とする」という言葉になっていると思います。その上で、2条の定義の中で、経営管理について、「経営管理とは、森林について自然的、経済的、社会的、諸条件に応じた適切な経営または管理を継続的に行うことをいう」という風になっています。ですので書くことと、林業という言葉自体は法律の言葉なので、使ったほうがいいのかなという風に思うんですけども、その上で、森林経営管理法に基づく経営管理というものは何かという、ただその木のことでだけ言っているわけではなくて、自然的な話だけじゃなくて経済的とか、社会的な諸条件に応じて適切な経営管理をするということなので、今まさに植木委員長がおっしゃったような、他の関連する内容としてはおっしゃるとおりだと思いますね。用語をどう使うかということもあると思うんですけども、林だけ見るんじゃなくて、例えば木材の市場がちょっと変わってますよよというときにそれに合わせてまた変わっていくという話も含めてですね、当然この法律とか、計画とか、考慮要素となっていくということは当然だと思いますね。だから、法律の中でもそういうことも書かれているわけですので、その法律の考え方を、分かりやすく表現してあげたらいいのかなという風には思います。

品川委員

そこについて、疑問を含めてなんでもですけども、最近林業と言わずに森林業という風にも場合も多く、また、「森林・林業」という風にも場合も多く、おそらくですね、その使い分けも明確にはされていないのですが、雰囲気的に、SDGs的なニュアンスを含ませたいときには森林業とか、「森林・林業」と言っている風な感じがするように思っています。林業振興と言うのは狭いということでは

あれば一つのアイデアとしてはそういう単語を積極的に打ち出していくということも一つかなと思います。このあたりは皆さんのお考え方と、お好みとか、定義も明確にはありませんので皆様のご意見を賜りたいという風に思います。

植木委員長

野村委員、品川委員の話聞いて、法律的な話を聞くとそういうことになるのですが、例えばここで今四つの局所的課題とか広域的課題とかあります。これ自身は法律云々というお話の下で、このようにタイトルを付けているわけではないですね。

中山課長補佐

そうです。

植木委員長

そうであるならば、ここで議論すべきことは何かということが分からなくなってきました。林業振興なら林業振興、産業振興なら産業振興でもいいですが、それが法的にこういうのがあるからどうしても林業振興なんだよという言い方でいくのであれば、他の局所的課題とか広域的課題においても同レベルの法的な関係の下で議論するべきだと思いますけれども。

中山課長補佐

ありがとうございます。

阿部委員

法律のことよく分かりませんが、何て言いますかね、うまく整理できてないのですけども、この森林経営管理法の話、ベースになるのは、やっぱり日本の森林を資源としてうまく使って、地域の活性を含めて、産業、振興も含めて、日本の森林を使ったシステムをうまく作り直そうというのが、基本にあるかと思うのですよ。それで、森林をうまく使えれば、防災の話も、うまく解決できるし、水資源や洪水防止の話もうまく解決していけるという、そういうスタンスの問題だと思いますよ。決してどここの優先順位が高いとか、そういう問題ではなくて、広域的機能、確かに重要ですし、財産、生命、人の命、守る、それが一番上来てもいいのかもしれないんですけども、そのためにやるのではなくて、ベースは、日本の森林を活用した林業を復興させる、地域を復興させるということがあつて、それをやれば、局所的な課題も広域的な課題も解決できるというような、そういうスタンスで話を進めるべきではないかなと思います。

野村委員

先ほど、私も申し上げたんですけども、何て言うんですかね、テクニカルな言葉として林業なんではないかということと申し上げたわけなんですけれども、ご趣旨には全く賛成で、むしろ資料の中に、この目的の外なかなというところが、むしろ疑問で、域振興という言葉が、本当に目的外なかなというところが、むしろ疑問で、こういう風に書かないほうがいいんじゃないかなと、ちょっとここは気になつていたところでもあります。こう書いてしまうのはちょっと誤解が生じるのか

なという感じがしました。その災害とかにあんまり着目しすぎずに、むしろ林業経営自体のものに着目していくべきじゃないかというのを、まあ前回も申し上げたように思うのですけども。

箕輪課長

まさに今のご議論を聞いて、実は私どもの整理が追いついてなかったのかなと。元々特例措置というのは公益性をある程度秀擧させるために使っていくものだと思います。ただ、まさにいやそれだけじゃないよねというご意見を頂いているので、その部分をちょっと付けているのかなという状況です。ですので、多分上の黄色のところもそうだけれど、土砂災害というのが一義的にあって、産業振興・林業振興のほうはその次だと。そしてその考え方でいくと、更に幅広い視点になってくる、じゃあここまで許されるんだらうということで、こういう文脈になっているんですけど、確かに今までのご議論聞いて、そこはもう法律の第1条からいっても、並列でもないのかなというところのかなと、今聞いていて思いました。ですが、そこまでこの整理が多分追いついてなかったんですね。そこは私たちも、頭の整理をさせていただきたいなという風に今思ったところでございます。

品川委員

ごめんさない、私の観点からすれば、公益的機能の中に、林業振興はもろろ入ってくるんです。それでもやっぱり災害防止ということ、一番目に明記しておけば、間違いがない。つまり、ガイドラインである以上、どういう風に現場に指示を与えるかを考えるときに、林業振興のことだけを考えて、災害防止をないがしろにすることがあってはならない。それは決して空論ではなくて、そういうところがあるからやっぱり強調しておいたほうがいいのです。やはり、林業のことだけを考えると災害防止をないがしろにする、災害防止のことだけを考えると林業をないがしろにする、どちらかを言うとしたらやっぱりちょっと重大な結果をもたらしかねないというほうに心理的な、アテンションを与える規定、書きぶりにしていきたいなと考えてます。

中山課長補佐

ありがとうございます。確かにそうだなと思います。また、経営管理をどうやるかという、各論④の関係にも関係してくると思います。そこはしっかり間伐そのものの第一の目的が森林の健全化である、というところを担保するという位置付けは、気を付けたいなと思います。災害防止、林業振興はバラレラだと、それぞれの方針によって、色々な方法を取り得るということで、例えばそういった中でも優先順位をある程度付けたほうが取り組みやすいのかな？という考え方があります。ですので、元々、公益目的というのは少し前面に出した資料構成というのが出発でありました。そこは品川委員がおっしゃっていたようにガイドラインとして何を提示するかという点ですね。次またガイドラインの骨子というところを整理していきたいと思っておりますので、ここでまた全体の構成の中で議論させていただければありがたいな思っております。

21

ます。ありがとうございます。

## <資料2 各論③>

中山課長補佐

次10ページ目でございます。対象とすべき森林、経営管理の方向性ということで、今回は、ケーススタディということで郡上市さんにやらせていただきました。丸囲みで「残」と書いているんですけども、意思表示しない共有者がある場合、また協力しない共有者がいる場合について、法16条の特例を使うことを検討してよいのではないかとという論点があります。例えば市町村が所有者を探索して相続人多数となった場合は、共有者不明森林の特例の活用を前向きに考えてはどうかというところを少し残しております。また次回以降、具体的にやりたいなと思っております。この16条は所有者が分かかって、意向調査を送って、回答がない、集積計画案を送っても回答がないというときに、確知所有者不明森林の特例があります。所在が分かっているけど同意しないという人に勧告をして、同意みなしという風に進めるという仕組みでございます。そこを前向きに使うてはどうかというような提示であります。特に共有地で200人300人と膨らんでいったときに、一人ぐらいは、全く意思表示をしないとか、いや俺はもう関わりたいからもう同意しないとかですね、そういう、消極的な不同意みたいな形もやはりいるんだらうと思います。そういうところを今の現行制度上、どう進めるかと。森林経営管理制度でどう進めるかという点においては、この確知所有者不明森林の特例措置を、むしろ前向きに使うことを考えてもいいのではないかとこのことをご提示している部分です。また具体的な状況で、お話ができればなという風に思っておりますけれども、現段階で何かこの点についてコメントがございませぬでしょうか。

野村委員

確認ですが、法律12条の、不明森林共有者の場合ではなく、所有者・共有者がいるのだけでも、意思表示をしないというケースですな。

中山課長補佐

はい、そのような状況です。まさにいるのは分かっているけど、全く返信をよこさない。またその同意しないと言ってきたりする人ですね。300人中1人、2人いたときに、止まっちゃやういときに、今の経営管理制度上は、確知所有者不同意森林の特例を置いていきますので、その人に勧告をします。2カ月全く反応がないし、全く同意してくれないということであれば、県の裁定手続きに進んで、県に裁定してもらい、そこが下りれば同意があったとみなすというような仕組みでございます。我々基本的には同意があったところからやってみようというところで制度を進めております。確知所有者不同意森林の特例はある種間こえも悪く、森林を取り上げるみたいなイメージを持たれたりします。ただ、そういういった意味

22

で想定したような返信がないとか、そういった場合は、積極的に活用してもいいのではないかとということも少し提案ができれば、共有地の活用というのに進むのではないかとという意図もありまして、ここに入れております。

片山委員  
ちようどまさしく、こんな感じのところが出てきそうな感じで。進んでくたありがたいなという気がします。ぜひ、今進んでこういう状況が出てきましたよって話あったらまたご紹介お願いします。

野村委員  
品川委員が先ほど見直しと言ったのは何か別の手段のことでしょうか。

品川委員  
いえ、意思表示しない共有者について、単に公示のみで、同意とみなすという風に改正することは一案かなと思います。積極的に不同意という風に言っているのであればどうしたって確知所有者不同意にしなければならぬけれど、返事がないということであれば、まあ、案の一つとして、そういう方法もあるかなと思います。

箕輪課長  
まさにちよっと今聞こうと思っております。初歩的な質問になるかもしれませんが、いるけど返事がないというのは不同意とみなすのか、単純に意思表示がないとみなすのかという点はいかがでしょうか。返事がないというのは、もう不同意という扱いになるのでしょうか。

品川委員  
法律家の世界で、精密に考えるのであれば不同意として扱います。ですが現場でどう処理するかというと、やはり事案の轻重によって、このお手紙をもってお返事をいただけない場合には同意とみなして進めさせていただきますっていうのを最後に一報打ってやってみようということは、私の場合は結構いたします。

野村委員  
おっしゃるとおりだと思います。多分法律の世界だと、同意がないという見方であって、不同意とは違うということだと思いますので。

箕輪課長  
お手紙を何回か出して、こちらとしては努力をいたしましたという状況がありまして、そして共有者不明の公告手続きというのは最終的な権利設定の際にするものです。公告するから、その内容も見てるはずだろうと思います。であれば、「はい」という同意がなければ、同意したことにみなしてしまってもいいのではないかと、ということですね。

品川委員  
そうですね。それによる不利益が本人にはないのではないかと思います。

箕輪課長  
意見を表明する場もあるってということですか。

野村委員

やはりシチュエーションにもよると思うのですが、基本的に利益になることをやっているような中で、もう一つは過半数の人は、同意している。ごくわずかなパーセンテージしか持たない人が、特に反対しているわけではないけれど返事が来ないとかかっていうときに、同意とみなすというかですね、まあ異議がないものと理解します。みたいなやり方はしても差し支えない場合もあるのかなと考えます。

箕輪課長

ありがとうございます。

## <資料2 各論④>

中山課長補佐

またこの点、何かしらご提示をして、一度ご議論をしていきたいと思えます。次11ページ目です。各論④ということで、経営管理の方向性の判断材料、どういう経営管理をやってくかと、残していたのが、前回、林種転換ということで、間伐してもあまり効果がなさそうな場合は全部伐って植えるとか、そういったことをやってもいいのではないかとというようなところを、書かせていただいております。今回、間伐を行っても森林の有する多面的機能を維持することが難しいと考えられる場合、合理的な理由の整理ができるならば主伐を行って更新することも検討しております。ただし、更新方法および植栽樹種については今後の経営管理の方向性、当該林分の条件および市町村のゾーニング等に鑑みて検討することが必要ということも記載しております。これについて参考資料2で林種転換についての知見の整理をいくつか、事例をチョイスしております。補足で説明させていただきます。いくつかの、都道府県の事例を整理しております。1ページ目見ていただきますと長野県の事例であります。皆伐、全部伐つた後に、人工造林、植えるということ、天然更新、自然に生えてくるのを待つということの選択をどうするかということ、整理をされている事例です。下の表見ていただくと、それぞれ、人工林造成、あるいはその天然更新をすることの、適地とか、伐採前に何を確保すべきとか、こういったところを、整理をしております。こういうやり方もあるというようなものがございます。次2ページ目は、福岡県の事例と引きのこと、こちらの場合、広葉樹を植えるというようなやり方の樹種選定の引きであります。標高別に、その中の地形ごとに、更にその目的ごとに、適する樹種を整理して、適地適木の広葉樹造林を指した手引きとなっております。次の3ページ目を見ていただくと、森林被害の跡地というような事例でありまして、長野県の事例で、マツ枯れとかナラ枯れ被害対策地の健全化という目的で、天然更新ですとか、樹種転換事業が行われているところでもあります。特にマツ枯れ被害跡地のアカマツであります。そういったところ、多くの樹種で、林種転換が成功しているけれども、表土がない箇所はアカマツに遷移して転換に

失敗するか、そういったところの整理をしております。その下は石川県の事例です。各地の海岸林のクロマツの広葉樹林化というふうな事例研究がされています。次の4ページ目は、経済性の訴求によるものという風に書いてあります。スギ、ヒノキの人工林を伐って、紀州備長炭の生産を目的とした林に変えていくという、そういうそのシミュレーションをやっている事例でございます。こういう経済的価値を上げるというふうな観点での山の転換というのもあり得るのかなというところで整理しております。次が最終ページです。この各論④の追加検討課題のところ、手入れ不足の森林を健全な森林に再生していく手法の一つとして、主伐をして新たに植栽をすることも検討してはどうかという論点がございました。この場合、森林の性質を大きく変えることになるので、不明な所有者、共有者への説明責任として、実施できる理由の整理が必要であると考えますが、Q&Aとして例示できないかというところであります。明らかに変更行為じゃないかという風に言われるところも一部あるだろうが、管理行為にやるといって考えもあるだろうが、そういったところを整理できないかと考えております。お話をした林種転換について、大きくその目的を考えますと、その下にa、bと書いてありますが、手入れ不足ですとか、森林病虫害によって失われたり弱まったりした公益的機能を回復するとか、森の経済的価値を向上するというような目的があるのかなと考えられるところがございます。例えば、このa、公益的機能の回復を目的とした転換は認められるのかと。具体的には、転換することによって公益的機能を回復させることができるといことを、根拠付けるということが可能かという点でございます。またbの経済的価値の向上という場合の転換というのはどう考えるか。経済的価値の向上という意味では、将来的なその材価の変動とかあるいは社会構成の変動で、変わってくることを考えると、この理由で行うことが困難かという風に書いておられますが、こういった公益的機能の回復、あるいはその森林の経済的向上というところを目指す転換というところ、何かしら整理ができないかというところ、どこで記載をしております。この点、先ほどの、何かしら整理ができないかというところ、どこでいいますと、この経済的価値の向上というのをどこに置くかというところか、握えられませんか、でもその目的をどうも当然取りうる手段の一つかということになりますので、一段の説明が必要になってくるのかなと思いつつ、何かこうすっきりと誘導できるものが書ければいいかなと思っております。あまり、こちらもまだ整理が追いついていないんですけども、検討会でも、こういう林種転換についてご提案を頂いたので、ちょっと今こういった整理をしているというところでございます。

植木委員長

なかなかここは整理の付けにくい部分になるかなとは思って聞いておりました。我々が今森林整備をする場合には付随的に経済的な行為があっても私は当然だと思っております。それには、全く異論はないのですけれども、ちょっと言葉

の定義から確認したいのですが、ここで言う林種転換というのは、主伐ですら皆伐をするということが前提という理解でよろしいのですか？

中山課長補佐

そうです。

植木委員長

段階的に林種転換をするというふうなお話じゃなくて、基本的には上部を全て伐採するというふうな話でしょうか。

中山課長補佐

はい、そういう施策が念頭にあります。

植木委員長

そうするとちょっと話が違ってくると思うのですが、公益的機能を回復させるということになると、そもそも、皆伐のように裸地化するというのは最悪だと思えます。むしろ雑木林でも、あるいは灌木類があっても、あるいは下層植生があれば、公益的機能は皆伐が行われた裸地よりも高いはずですよ。それをどう理解するかということですが、そのこと自体は一時的な行為だからそこは目をつぶって、もっと長期的に見るといって話であれば、また話が違ってくると思います。それから、常に間伐、主伐という考え方が来るのですが、これはもう「皆伐作業」ということを大前提に考えているという話はないのかどうかということとか、漸伐とかの作業法を取り入れるという話はないのかどうかということですね。それがなぜ皆伐作業なのかということになってきますと、多分この森林経営管理法で市町村がやるのは、基本的に公益的機能、森林を健全にするということが大前提になるわけです。一方、皆伐作業という手法は最も経済的行為を実現するための作業法なので、それがふさわしいのかどうかということも考えなきゃいけないと思えます。ちょっとそこへんは整理しなければ何とも議論ができないのではないですか。

中山課長補佐

はい、どうもありがとうございます。おっしゃったとおり公益的機能について、皆伐を行うとその一部又は全部を損なうという側面があります。そういった意味では長期的なスパンを見て、今の山を、何か手入れ、間伐をしてやるよりは、一部伐って植え替えてやったほうが、将来的に見て、何かもつといい姿になるのではないかと、取りうるやり方があるのではないかと、そういうところで、あえて提示をしているというところでございます。そういった意味では、択伐、いわゆる抜き伐りという手法を、当然取りうるのかなと念頭にあったものですが、皆伐を、前提に置いた話を入れていこうということでございます。

植木委員長

時々、学生たちにも教えて気になるのは、言葉の定義が非常にこう曖昧にされているところが多くて、例えば先ほどの、林種転換に関する知見の整理の中で、長野県の事例の中で、人工林造成と天然更新という話があります。天然更新なら陰樹で、目的樹種、母樹あり、皆伐前に次世代種樹が確保されている

る。それを皆伐する、という記載があります。これは実は矛盾します。これは皆伐ではなく漸伐というべきでしょう。要するに上木を伐る前に更新が進んでいる場合は、前更作業と言って漸伐の範疇に入ります。ですから稚樹があるのに皆伐という表現が実はそぐわない。ただそのことをここで細かく言っても始まりませんから。ただ、山づくりにには様々なやり方があって、こういった林種転換、どうもやっぱり山が荒れてるよね、このままでは経済的にはもちろん公益的機能にとっても悪いよねと判断された場合に、どういう作業種を取るのかというの、皆伐作業だけじゃないということが大前提で、そこを説明しないと合理性に欠けるんじゃないかと思います。

品川委員 すみません、単純な質問でよろしいでしょうか。作業種で、表土を伐採直度にはぎ取る、表土はぎ取りというのは初めて聞いたんですけど、これは、これあるのでしょうか。すみません、単純な質問で。

植木委員長 表土のはぎ取りですね、作業の中では時々やります。

品川委員 実際、何をするのでしょうか。

植木委員長 天然更新させるために表土を取ると、針葉樹が侵入するケースがよくみられます。例えばカラマツとかアカマツもそうですけど、表土がないほうが、要するにB層が出てくるほうが、針葉樹は更新しやすいということです。

片山委員 海岸のクロマツも一緒ですね。

箕輪課長 土地が痩せてるほうが生きやすい樹種っていうのがある。そのためにもわざわざ表土を取ります。

品川委員 取った表土はどこへやるんでしょうか？

片山委員 どこかによけることになりました。

植木委員長 そういう痩せた所に雑草は生えにくいので、むしろ戦略的に陽樹はそこに入っていくって芽を出すわけです。

片山委員 草よりも先にマツのほう伸びてくるという。だから前の土をそのまま残して、そこにマツの種が落ちてきても負けるのですね、育たないけれども、表土取ってあげて砂地にしてあげると、マツが育ってくるっていうことにはなる

ことはあります。

品川委員 分かりました、ありがとうございます。

箕輪課長 実際やっていてところは、見たことない。

植木委員長 実際にやるのはササ地とかでのかき起こしですね。

箕輪課長 かき起こして、耕すぐらいは結構やりますけども、はぎ取るっていうところではあんまりやらないんじゃないかな。

片山委員 海岸は剥ぎ取ります。普通クロマツの海岸林はやったほうが成績はよいです。

品川委員 全体論で申し上げれば、従来から議論されている、伐採は管理なのか変更なのか保存行為なのかとかそういうことも含めて、やはり、言葉で整理しておくことは重要なことは間違いない。その中の概念、言ってみれば、森林管理の方法論の中に、この林種転換の問題も入ってくるだろうと思います。どこかのタイミングでは、ここに法律家が二人いる以上、何らかの形で言葉としてまとめなければならぬところもあるかと、認識しております。

中山課長補佐 ありがとうございます。

片山委員 市町村がこの林種転換で皆伐してやるという例ってあるのかなと、思いがあるんですが。例えば雪崩が起きて、その林が常にこの灌木しか生えないというような所。そんな所は全部灌木を例えれば切って、階段を切って、そこにスギなり植えて、階段造林してあげるというような。そうすればそこが、立派な森林になるという、そういうことでの、林種転換という話はあるかなと思うんです。ですが、あんまり手入れ不足の人工林とかスギ林のところを皆伐して林種転換というのを、市町村さんがやるということがあるのかなと、考えました。私があるとしたら、雪崩で全然木が大きくなかないという所があるから、そういう所を伐って、こいう階段を切ってあげて森林造成してあげるというのは特例としてあるかなという気がするのですが、それを市がこの森林経営管理制度を使ってやるのかなとそんな気がしたもんですから。

箕輪課長 自分が佐賀県にいたときに、結局はやらなかったんですけど、やはり1回も間伐しないと、本当にモヤシ状態になっているという状態はあるんですね。じゃあこれを択伐というか抜き伐りして、残った木が育つかというと、多分ほぼほぼ期待で

きないなという林は、実際にはありました。実際そこを全部伐つてもう1回植え直すかということをしたかというところ、してはないですけども。気持的にはやりたいなというところは、ないことはないなという風には思いました。ただもちろんそこはそんなに急斜面ではなく、ある程度条件がよいので、全部伐つたから災害が起きるおそれはない、逆に条件がよい所なので伐って植え直したほうが有効活用できるんじゃないかなというところ、そういうのを検討したことはあります。実際そこまでやめようと言わないかな、というところは、実際にはあります。

品川委員 実際にはどう森林管理するのでしょうか。例えば非常に急な斜面で、でモヤシ状のスギがたくさん生えているような所はどういう風にするのでしょうか。

箕輪課長 そこはやっぱ抜き伐りというか、いつべんに伐るのはやっぱ避けると思いますが。一応その細いなりに土は押さえてると思うんですね。そこはさっき言ったように帯状に、等高線上に伐るとか、そういう形で徐々に伐っていくとかっていう形に、やはり配慮していくんだと思います。

品川委員 分かりました。

## <資料2 各論⑥>

中山課長補佐 この点です、また事務局も頭の整理をしましてご提示できたらなと思います。ありがとうございます。

最後、12ページ目でございます。これまでの議論の組み合わせみたいなものなんでしょうけれども、経営管理の方向性を、どう判断するかというところを、市町村の考えと、住民、事業者のニーズをどう汲みとりながら検討していくかというような総括的なところでまとめているところでございます。特に各論②の話しもちょっとオーバーラップするのですけれども、前回その市町村の考え、取り組みやすいつとところからやる、あと費用対効果を考えるところを判断基準としてどう考えるかというところ、それはまあ可能であろうと。ただその場合、住民、事業者のニーズ、安全性であるとか、他の判断材料とどうバランスをとるのか、そこは合理的に説明できるようにしていくようにする必要があります。その点は必要だということ、ご意見いただきましたので、記載をしているところでもあります。ここは各論①から④の組み合わせみたく、記載しているところがあります。提示がこういった形でできればいいのかなという風に考えているページでございます。以上各論①から、各論⑤までの分でございます。

## 【3. 今後の予定について】

次行かせていただいていた方がいいでしょうか。追加で資料お配りさせていただきました。現状報告ということで、まず1枚目に、森林経営管理制度の取り組み状況ということで特にあの、所有者不明森林の対応というところの部分でございます。令和2年度です、実績がちょうど先月にまとまりましたので、それをお持ちしております。令和2年度はですね、右の表見ていただきますと、51の市町村のほうで、共有者不明、あるいは所有者不明森林の探索を行っているという状況であります。探索を行った所有者数ですね、合わせると2,300人程度。判明者、所有者数は1,300人程度。そういう実績になっております。一部探索中というところもありますので、一旦この令和2年度中分というところ、ちょっと区切ったところではですね、51でございます。そういった中で、左の下、共有者不明森林制度の取り組み事例ということで、鳥取県若桜町であります。6月に検討会で事例、ケーススタディとしてやらせていただきました。その後を股定し、今、町のほうに経営管理が委託をされたという状態になっているということで、1事例目が誕生したというところでございます。

2枚目でございます。こちらの前回の検討委員会でもご紹介させていただきました、所有者探索にかかると委託事業の取り組みについてであります。この資料自体はですね、あの前回お話ししたものと変わってませんでして、現状の、ご報告というところで、大きく大館市と、恵那市の両方で、取り組んでいるところでございます。今現状、1筆は所有者がみつかりまして、これから意向調査をするという段階に来ております。残りの箇所はですね、所有者不明で整理をしているところでもあります。一方で岐阜県恵那市の状況でございますが、こちらは、共有地に絞ってやっております。合わせて30名の共有状態というところ、今、第3世代ぐらいまで探索を進めておりますが、法定相続人が200人を超える状況になっております。こちら来週、今週末に地元説明会とかですね意向調査をこれからやっていくという段階でございますので、次回の検討委員会、どれだけ時間かかってというふうな工程も含めてご説明ができればという風に考えております。

3枚目でございます。こちらも前回ご提示させていただきました、間伐とか森林施業の保存行為なのか管理行為なのか変更行為なのかというところを、一旦前回の文書で、今、林野庁の文書とかですね、色々捉えている中での位置付けをですね、お話ししましたが、一旦ちょっと図示、図化してみるかどうかというところをちょっと概念整理イメージということで、まだ全然まとまっていないんですけども。例えば今こういう風に考えられているのかなと、いうところを絵にしてみましたというものでございます。あの一番左にですね、あの保存、管理、変更と書いておりました、左から順にですね、定性間伐、列状間伐、主伐、保育という整理をしております。例えば、定性間伐の場合ですと、幅を伴うか伴わないかで、要は伐って荒るという行為を伴うか伴わないかで、幅が変わるのかなというところで分類しております。次に、主伐のほう見てみると、

大きく、択伐、皆伐という風に分けております。特に皆伐はほぼ変更になるのかなどというところですが、ただ先ほどの林種転換ではないですけれど、林種転換のところでも、あの管理行為と言えような部分も一部入り得るのかなどというところ、少しく、管理行為という余地もあるのかという風に思っています。択伐のほうは、それが更に管理行為に近い部分があるのかなどというイメージ図であります。最後一番右に、保育ということで、除伐、下刈りというのはほぼ保存行為だろうと、植えた木を、基本的には伐らないことなどござります。通知ですか、一般的に考えられるのではないかなというところを一旦絵にして、ちよつと頭の整理をしてみようかなというものでござります。これからガイドラインに何かこう位置付けるのか、あるいはまたそれとは別に整理できればいいのではないかと考えておられます、現状のご報告的にちよつとご紹介をさせていただきました。

植木委員長

申し訳ないです。今後の検討課題の部分ですが、ちよつと確認なんです、主伐という言い方は皆伐作業しか言わない、というのは前提でよろしいですか？

箕輪課長

林野庁的にはですね、次の木を植える、更新を伴う、次の世代を育てるかどうかで、言葉の使い分けをしています。「主伐」っていうのは木を植える、もしくは天然の力を利用して次の世代を作るを主伐、「間伐」はその行為がない、ただ抜き刈りをするっていうのを間伐という風に林野庁では定義をしています。

植木委員長

林野庁の定義がもしかしら混乱を招いているかもしれないです。ですがその議論は後にします。間伐なんです、私は基本的に管理だと思えます。間伐は森林そのものを健全化しようとするという行為であって、これは管理の一環だろうと思えます。利用間伐による臨時収入は、あくまでも付随的な金銭の獲得ですから管理でいいんだと思えます。ただこの主伐となればどうなのか、これはまたかなり違うのかなとも考えられます。

箕輪課長

ここがグラデーションになっているのは私どもの自信のなさで、もう一つは山のほうから見た、保存、管理、変更というところと、法律上のいわゆる処分行為に当たるのかということでも、また幅があるのかなという風に思っていて、というところで、ちよつとこの主伐とヤットとした字になっております。

品川委員

ひとつのやり方であることは間違いないではありませんし、色んなアプローチをね合わせて、最終的なゴールに、ゆっくりと到達できればいいかなっていう風に思っています。最終的にはきちんとした解釈論を示すところまでいけたらいいと考えております。

品川委員

この関係と、今の特例との何で言うんだらうね、その、ハードルの高ささというか、どこまでやらなくちゃならないかとかね、そのへんがうまくこうリンクしてくれればありがたいなという気がする。そこが欲しいなと今思っています。多分それを今結論づけるためにというか、その方向性を出すためにこれを議論しているんだと思っております。間伐、主伐、保育といった森林施業のやり方と特例のやり方との関係性が示されれば良いなと思います。ある程度方向性が示されれば嬉しいなという思いがあります。多分市町村さんもそのほうが、それが使いやすいんじゃないかなって感じがします。

品川委員

多分今後これを題材にしてちよつとずつ議論していくという意味では、前、室木さんも私にメールしてくださったように、民法改正のときに、例えば法務省にいらした方から、こういう風に言われたとか、そういうことを皆さんにご紹介して、今まで林野庁が何となく感覚的に使っていた管理の定義が、揺らいでいて、対外的に自信を持って説明できない状況になつては一つ確かであって、そういうのを乗り越えていきたい、そのために議論の材料を集めていくことが必要で、私や野村委員にも、まあ、1回ごとに負担にならない範囲で、その角度からの考察はどうか、この角度からの考察はどうかということ、進めていけば、最終的に、形になるかもしれないと思います。

中山課長補佐

ありがとうございます。引き続きご提言いただければ非常にありがたいなと思うところでございます。時間となってまいりましたので、一旦ここで切りたいという風にと申うんですけれども、もし委員の皆様であと一言、というところがございましたら発言をお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは課長の箕輪から一言申し上げます。

箕輪課長

今回は本当にありがとうございます。最後ちよつと、中途半端なご提示というは、一番ちよつと大きな課題なのかなと思います。委員が言われたように、このいい機会ですである程度整理をして、今回の特例とのその兼ね合いについていかですかね、整理学っていうのもすっかりやっていきたいと思えます。そのへんについては次回以降また色々ご意見を賜ればと思っております。今回もありがとうございます。また引き続きよろしく願います。

一同

ありがとうございます。





